

熊本県社会的養育推進計画

令和7年（2025年）3月

熊本県

熊本県社会的養育推進計画 目次

1 熊本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	… P 1
（1）計画改定の趣旨	
（2）本県における体制整備の基本的考え方	
（3）計画の主体	
（4）計画の期間	
（5）他計画との関係	
（6）本県の目指す社会的養育推進に向けた5年後の全体像（イメージ）	
2 熊本県の社会的養護の現状	… P 6
（1）総人口とこどもの人口	
（2）出生数と合計特殊出生率	
（3）児童相談所の児童虐待相談対応件数及び虐待相談種別対応件数の推移	
（4）代替養育を必要とするこどもの数の推移	
（5）措置・委託先別の在籍児童数等の推移	
（6）里親の登録（認定）状況、里親等委託児童数及び里親等委託率の推移	
（7）社会的養護関係施設設置状況及び入所人員の概要	
3 当事者であるこどもの権利擁護の取組み（意見聴取・意見表明等支援等）	… P 1 8
（1）現状	
（2）課題	
（3）具体的取組み	
① 熊本県社会的養育推進施策への当事者である子ども等の参画	
② 子どもからの意見聴取や意見を汲み取る取組みの推進	
（4）資源の整備量等	
4 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み	… P 2 1
（1）現状	
（2）課題	
（3）具体的取組み	
① 市町村の相談体制や家庭支援事業の整備に向けた支援	
② 市町村の人材育成・専門性の向上	
③ 児童家庭支援センターの機能強化	
（4）資源の整備量等	
5 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	… P 2 4
（1）現状	

(2) 課題	
(3) 具体的取組み	
① 市町村等との連携	
② 助産施設・助産制度の周知	
③ 妊産婦等生活援助事業の実施	
(4) 資源の整備量等	
6 代替養育を必要とするこどもの数の見込み	…P 26
(1) 現状	
(2) 推計方法	
(3) 代替養育を必要とするこどもの数の見込み（年齢区分別）	
7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み	…P 29
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 具体的取組み	
① 里親等委託率の数値目標の見直し	
② 里親等委託推進のための里親支援体制の強化	
③ 家庭養育の受け皿となる里親・ファミリーホームの確保	
④ 里親・ファミリーホームへの支援の充実	
(4) 資源の整備量等	
8 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み	…P 38
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 具体的取組み	
① 予防的支援に家庭生活の維持	
② 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	
③ 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	
④ 親子関係再構築に向けた取組み	
9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	…P 41
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 具体的取組み	
① 施設で養育が必要なこども数の見込みの推計	
② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	
③ その他の取組み	
(4) 資源の整備量等	

10 一時保護改革に向けた取組み	…P47
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 具体的取組み	
① 一時保護に係る環境整備	
② こどもの権利擁護のための取組み	
③ 里親等への一時保護委託の推進	
(4) 資源の整備量等	
11 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	…P50
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 具体的取組み	
① 児童自立生活援助事業の運営等の支援	
② 社会的養護自立支援拠点事業等の実施	
③ その他の取組み	
(4) 資源の整備量等	
12 児童相談所の強化等に向けた取組み	…P52
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 具体的取組み	
① 組織体制の強化	
② 関係機関（警察、教育、医療機関等）、DV対応機関、児童家庭支援センター、 市町村との連携	
③ こどもを地域で見守る体制の構築	
(4) 資源の整備量等	
13 障害児入所施設における支援	…P55
(1) 現状・課題	
(2) 目標	
(3) 具体的取組み	

1 熊本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画改定の趣旨

- ・ 少子高齢化や人口減少など、社会環境が急速に変化する中で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、令和2年度（2020年度）には20万件を超え、令和4年度（2022年度）は、214,843件（対前年比3.5%増）と過去最高を更新しており、死亡事例や重篤な事案も後を絶たず、深刻な社会問題になっています。こうした中、平成28年（2016年）の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下「平成28年改正児童福祉法」という。）において、こどもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。
- ・ また、平成29年（2017年）の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法関与の強化等が図られました。
- ・ これら児童福祉法等の抜本的な改正を受け、国は平成23年（2011年）7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成29年（2017年）8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられました。
- ・ この「新しい社会的養育ビジョン」では、こどもの最善の利益を念頭に、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難なこどもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けたこどもの自立支援の徹底など、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するための各項目について、平成29年度（2017年度）から着手し、目標年限を目指し、計画的に進めることが示されました。

【家庭と同様の養育環境の推進イメージ】



こども家庭庁作成資料より引用

- ・代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、こどもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の設置等の取組みを行うこと、年齢に応じて、愛着形成に最も重要な時期である0歳から2歳については概ね5年以内に、それ以外の就学前のこどもについては概ね7年以内に里親等委託率（代替養育を受けているこどものうち里親等委託されているこどもの割合）75%以上を実現すること、また、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが目標として示されました。
- ・これらを受けて、平成30年（2018年）7月には、厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、各都道府県は、「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を見直し、令和元年度（2019年度）末までに新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められました。
- ・その後、令和4年改正児童福祉法では、家庭や養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置が講じられました。具体的には、市町村におけるこども家庭センターの設置、子育て世帯訪問支援事業の創設、一時保護施設的环境改善、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、こどもの権利擁護に係る環境整備などが盛り込まれました。
- ・これらを踏まえ、令和6年（2024年）3月にはこども家庭庁から既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するにあたっての基本的事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、令和4年改正児童福祉法の内容を反映した計画を策定することが求められました。この新たな要領では、整備計画の拡充（里親・ファミリーホーム数、施設数に加え、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等の自立支援の体制などの整備目標等を明記）、PDCAサイクルの強化、こどもの権利擁護の更なる強化などが強調されています。
- ・このような状況の中、本県においては、平成23年（2011年）7月に国の検討委員会がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」を受け、平成27年（2015年）3月に「熊本県家庭的養護推進計画」（15か年計画）を策定し、「施設が9割、里親が1割」の現状から、15年間で「施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつ」にしていく目標を掲げ、家庭的養護の推進に取り組んできました。
- ・その後、「熊本県家庭的養護推進計画」を見直し、令和2年（2020年）3月に「熊本県社会的養育推進計画」（10か年計画、以下「令和2年に策定した計画」という。）を策定し、各年度における代替養育を必要とするこども数の見込みを算出するとともに、令和11年度（2029年度）末までに里親等委託率38%を達成するという目標を設定し、毎年度進捗状況を評価しながら取り組んできました。
- ・当該計画は、必要に応じて見直しを行うこととしていましたが、本年度は計画期間の中間年度に当たること、令和6年（2024年）3月の国による新たな計画策定要領が示されたことから、計画を見直し、本県の実情を踏まえたうえで、改定することとしました。
- ・本県の未来を担うこどもたちが、愛情豊かな環境の中で、心身ともに健やかに成長していけるよう、新計画の着実な推進に努めます。

(2) 本県における体制整備の基本的考え方

- ・社会的養護を必要とするこどもたちは、過去に受けた虐待等により、心身に様々な影響を受けている場合も多いことから、落ち着きや自己肯定感を取り戻すためには、「家庭養育優先」を原則とし、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで、安心して暮らしていくことが必要です。
- ・本県では、児童虐待等の理由で、社会的養護が必要となったこどもに対して、こどもの最善の利益を念頭に家庭復帰、児童養護施設等への措置、里親等への委託に取り組んできました。
- ・児童養護施設等においては、保護者のいないこどもや虐待されているこども等、環境上養護を必要とするこどもを受け入れるとともに、児童相談所と連携し、実親への家庭復帰支援や里親委託にも取り組むなど、これまで社会的養護の受け皿として大きな役割を果たしてきました。
- ・里親及びファミリーホームにおいては、様々な事情で家族と離れて暮らすこどもを、家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持って養育するなど、家庭的養育の推進に取り組んでいるところです。しかしながら、本県の里親等委託率は、令和5年度（2023年度）末現在、20.2%にとどまっています。
- ・これは、本県の児童養護施設のほとんどが、昭和30年（1955年）までに設置されており、長らく施設中心の社会的養護が実施されてきたことに加え、こどもの最善の利益を考え、里親と委託児童の関係がうまくいかず、里親不調による委託解除とならないよう、マッチングに慎重に取り組んできた結果であると考えています。
- ・こどもの最善の利益を確保するためには、特別養子縁組や児童養護施設等での養育など、様々な選択肢を確保しておくことも重要であると考えていることから、引き続き、児童福祉法の理念を踏まえつつ、本県児童福祉に関わる社会資源や各種制度等を最大限活用しながら、こどもの権利の擁護を図り、こどもの最善の利益を確保するための取組みを推進していきます。

<計画の重点事項>

- ① 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組み
- ② 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み
- ③ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み
- ④ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
- ⑤ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

(3) 計画の主体

熊本県

- ・なお、政令指定都市である熊本市においては、児童相談所を設置し、熊本市内の児童養護施設等を所管するとともに、里親登録の認定にも取り組んでいます。
- ・また、県・熊本市は、それぞれ所管する児童養護施設等に対して、相互に児童の入所措置等を行うとともに、里親等委託の推進についても、連携協力しながら取組みを進めてきた経緯もあるため、令和2年に策定した計画に引き続き、本計画も県・熊本市相互に連携・調整を図りながら一体の計画として策定します。

(4) 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで

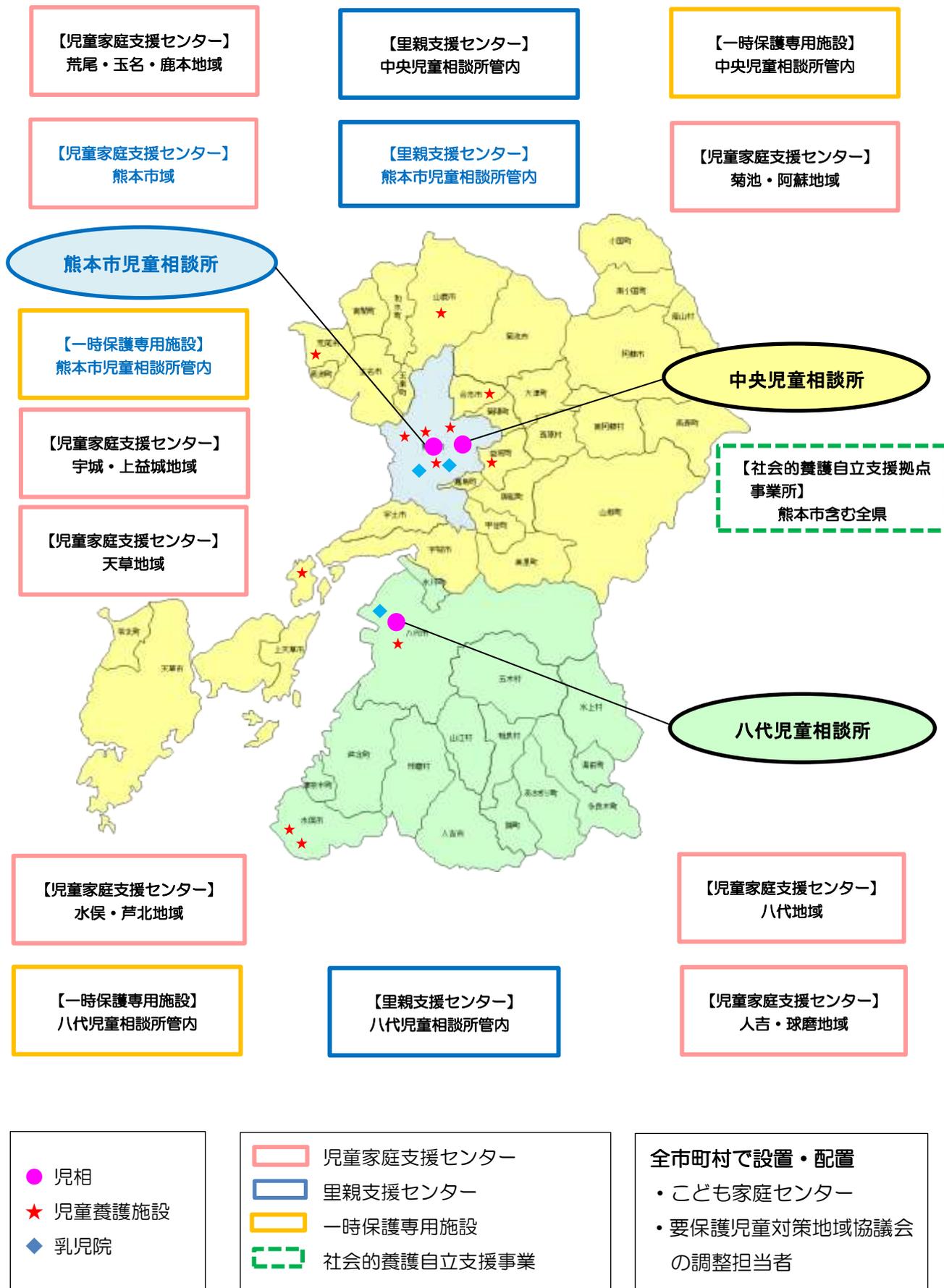
(令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)の10年間のうち後半5年間)

- ・計画の進捗状況については、毎年度評価するとともに、必要に応じて見直しを行います。

(5) 他計画との関係

- ・本計画は、令和7年(2025年)3月に策定予定の「こどもまんなか熊本・実現計画」、令和6年(2024年)3月策定の「第3期熊本県障がい児福祉計画」との整合を図っています。

(6) 本県の目指す社会的養育推進に向けた5年後の全体像(イメージ)



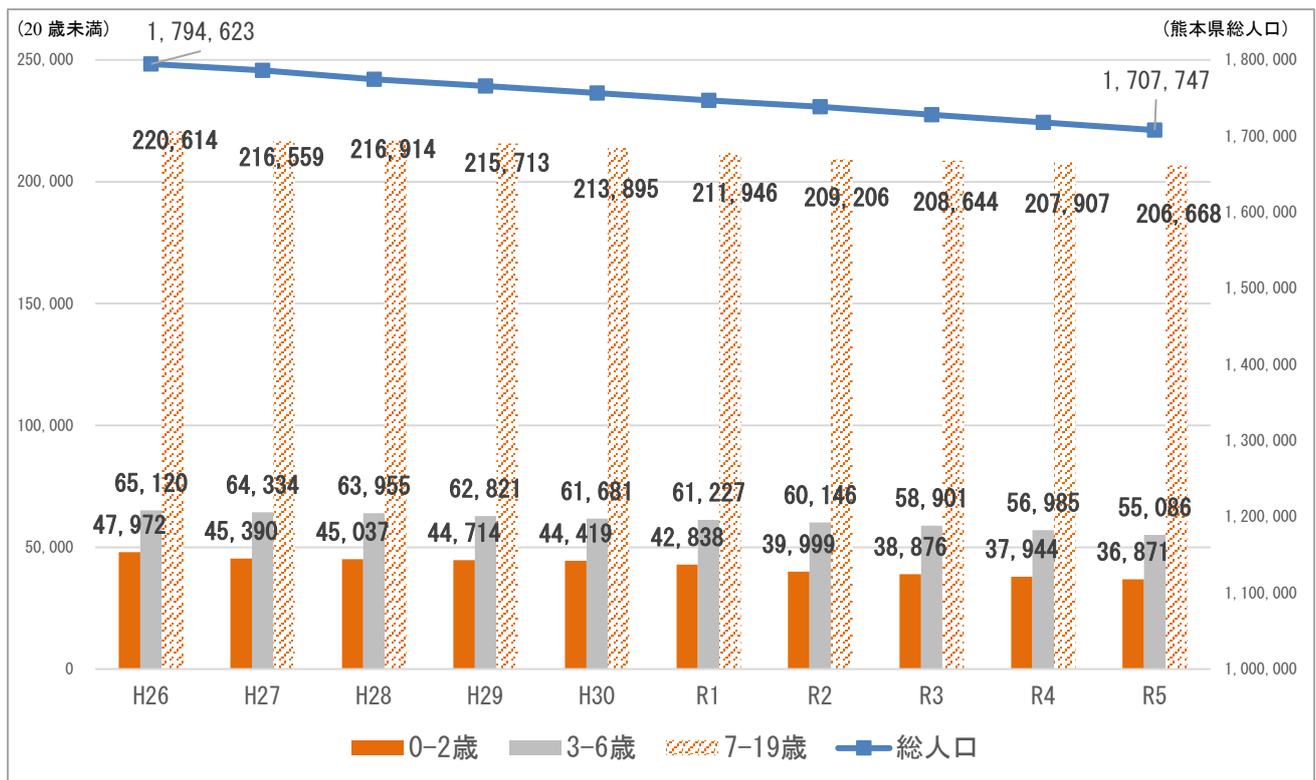
2 熊本県の社会的養護の現状

(1) 総人口とこどもの人口

- ・ 本県の人口、20歳未満の人口（※）のいずれにおいても、減少傾向が続いています。
 ※児童福祉法上の児童は18歳未満を指しますが、本計画においては措置延長、自立支援対象年齢の引き上げ等の実態を踏まえ、20歳未満を記載しています。

(単位：人 (各年10月1日時点))

年	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
総人口	1,794,623	1,786,170	1,774,538	1,765,518	1,756,442	1,746,740	1,738,301	1,727,902	1,717,766	1,707,747
20歳未満	333,706	326,283	325,906	323,248	319,995	316,011	309,351	306,421	302,836	298,625
0-2歳	47,972	45,390	45,037	44,714	44,419	42,838	39,999	38,876	37,944	36,871
3-6歳	65,120	64,334	63,955	62,821	61,681	61,227	60,146	58,901	56,985	55,086
7-19歳	220,614	216,559	216,914	215,713	213,895	211,946	209,206	208,644	207,907	206,668



「令和2年度国勢調査」、「熊本県人口推計調査」より作成

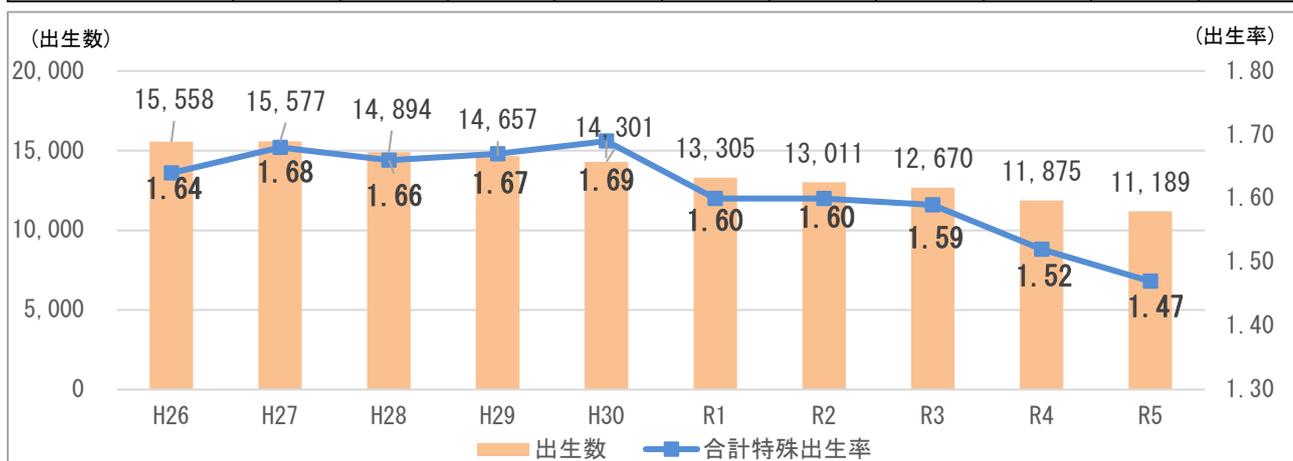
(2) 出生数と合計特殊出生率(※)

・本県の出生数は、令和4年(2022年)に12,000人を下回り、合計特殊出生率も下がっています。

※その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数

(単位:人)

年	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
出生数	15,558	15,577	14,894	14,657	14,301	13,305	13,011	12,670	11,875	11,189
合計特殊出生率	1.64	1.68	1.66	1.67	1.69	1.60	1.60	1.59	1.52	1.47



厚生労働省「人口動態統計」より作成

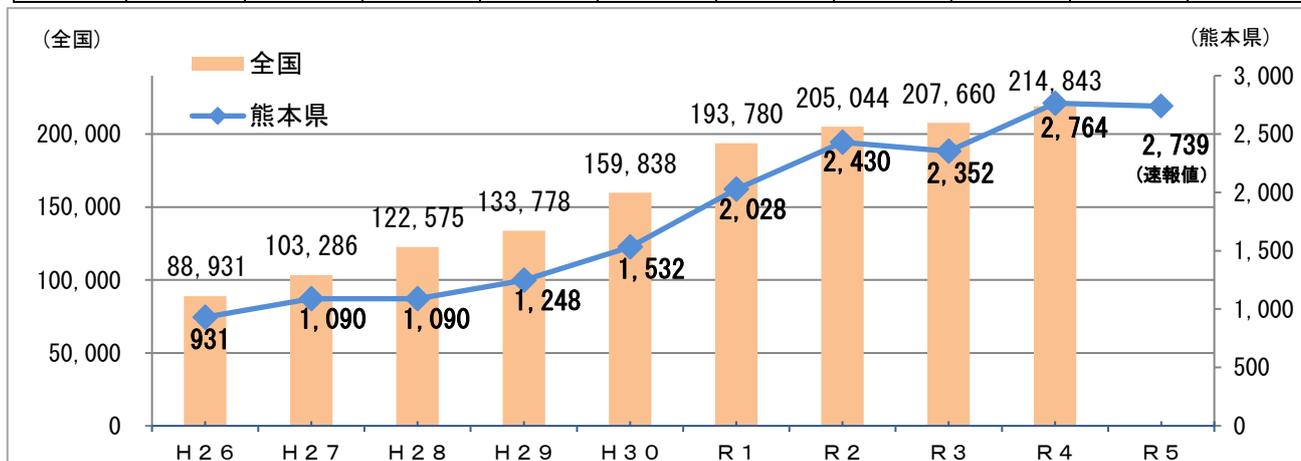
(3) 児童相談所の児童虐待相談対応件数及び虐待相談種別対応件数の推移

・児童相談所における児童虐待相談対応数の推移は、以下のとおりです。

①児童虐待相談対応件数の推移(全国と熊本県の比較)

(単位:件)

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
熊本県	931	1,090	1,090	1,248	1,532	2,028	2,430	2,352	2,764	2,739
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	-

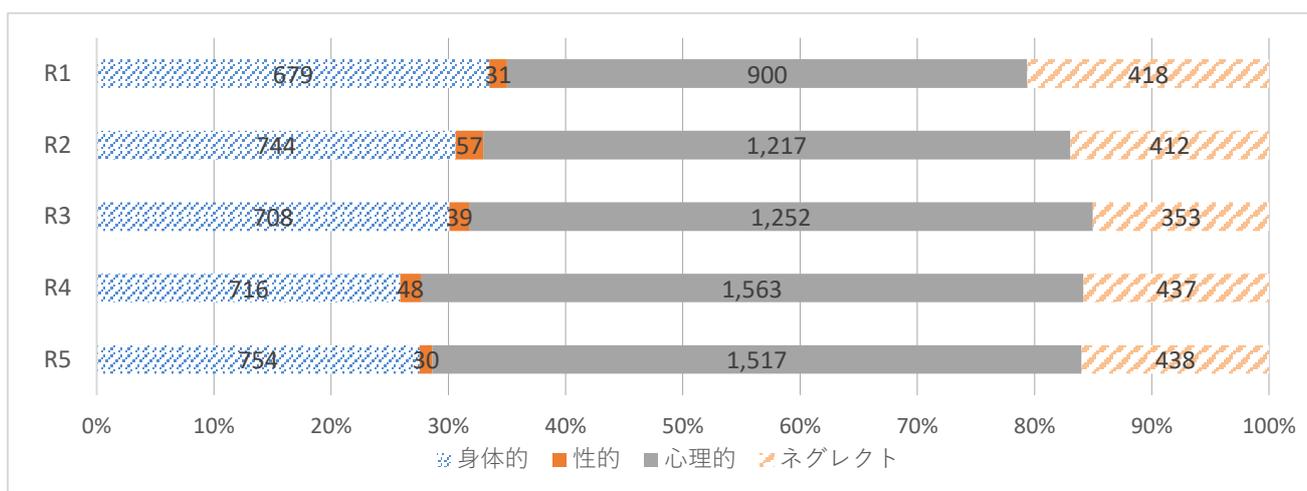


福祉行政報告例より作成

②相談種別対応件数の推移（熊本県）

（単位：件）

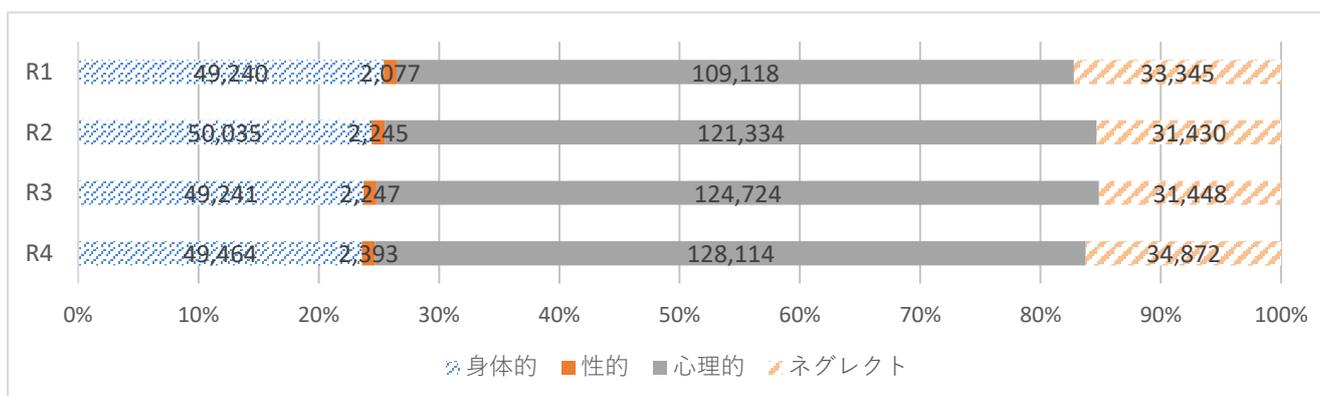
年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R1 (2019)	679	31	900	418	2,028
R2 (2020)	744	57	1,217	412	2,430
R3 (2021)	708	39	1,252	353	2,352
R4 (2022)	716	48	1,563	437	2,764
R5 (2023)	754	30	1,517	438	2,739
構成比 (%)	27.5%	1.1%	55.4%	16.0%	100.0%



③相談種別対応件数の推移（全国）

（単位：件）

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R1 (2019)	49,240	2,077	109,118	33,345	193,780
R2 (2020)	50,035	2,245	121,334	31,430	205,044
R3 (2021)	49,241	2,247	124,724	31,448	207,660
R4 (2022)	49,464	2,393	128,114	34,872	214,843
構成比 (%)	23.0%	1.1%	59.6%	16.2%	100.0%

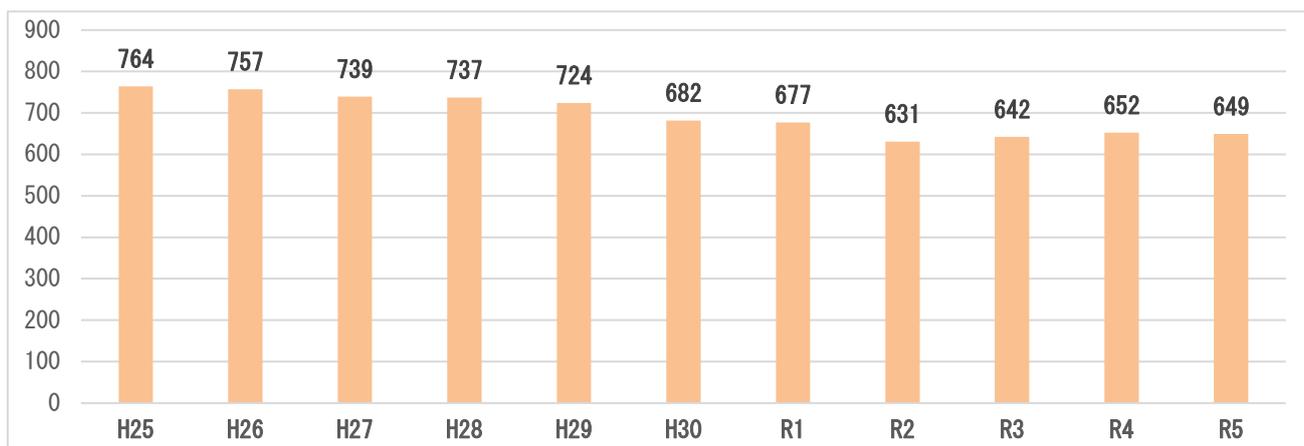


(4) 代替養育を必要とするこどもの数の推移

- ・代替養育を必要とするこどもの数は、令和5年度（2023年度）では649人となっており、10年前の平成25年度（2013年度）（764人）と比較すると、約15%減少しています。

（単位：人（各年度末時点））

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
こども数	764	757	739	737	724	682	677	631	642	652	649



福祉行政報告例より作成

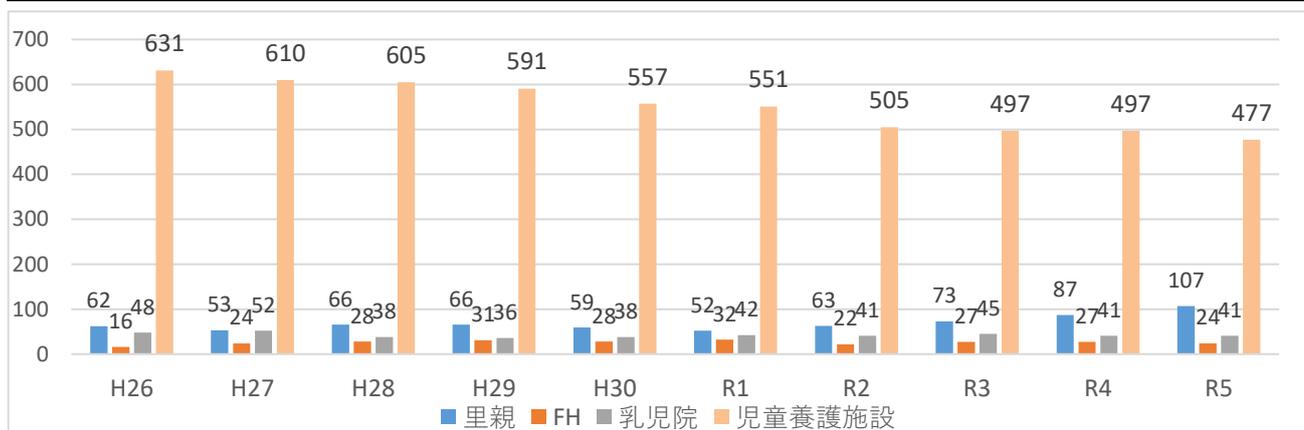
※代替養育を必要とするこどもの数について

- ・上記のこどもの数は、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設（県外措置除く）で生活しているこども数の推移です。代替養育を必要とするこどもとしては、この他に児童自立支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームで生活している児童等も想定されますが、国が示している里親等委託率の算定要素には含まれていないことから、上記表に含めていません。
- ・児童自立支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームに入所する児童は、次頁「(5) ②その他」に記載しています。

(5) 措置・委託先別の在籍児童数等の推移

①里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設（県外措置除く）（単位：人（各年度末時点））

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
里親	62	53	66	66	59	52	63	73	87	107
ファミリーホーム	16	24	28	31	28	32	22	27	27	24
乳児院	48	52	38	36	38	42	41	45	41	41
児童養護施設	631	610	605	591	557	551	505	497	497	477
合計	757	739	737	724	682	677	631	642	652	649

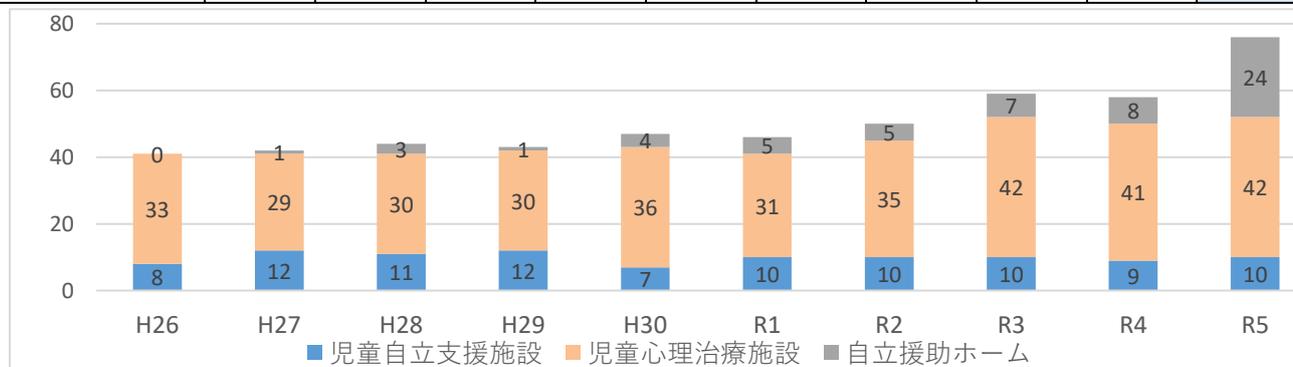


福祉行政報告例より作成

②その他（児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム）（県外措置除く）

（単位：人（各年度末時点））

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
児童自立支援施設	8	12	11	12	7	10	10	10	9	10
児童心理治療施設	33	29	30	30	36	31	35	42	41	42
自立援助ホーム	0	1	3	1	4	5	5	7	8	24
合計	41	42	44	43	47	46	50	59	58	76



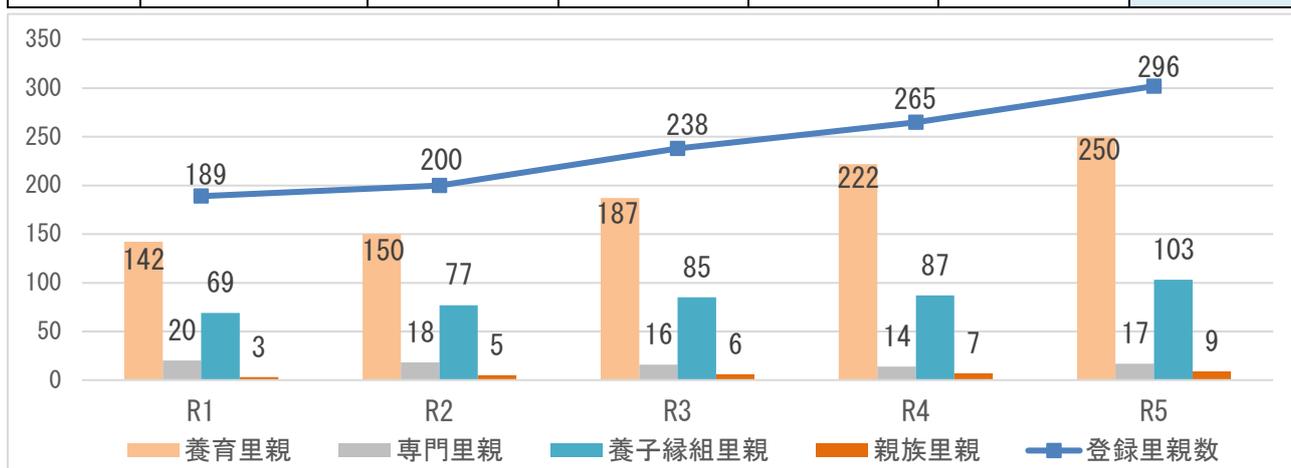
福祉行政報告例より作成、自立援助ホームは県子ども家庭福祉課調べ

(6) 里親の登録(認定)状況、里親等委託児童数及び里親等委託率の推移

①里親の登録(認定)状況(里親の種類別)

(単位: 世帯(各年度末時点))

年度		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
登録(認定)里親数		189	200	238	265	296
(再掲) 重複登録 あり	養育里親	142	150	187	222	250
	専門里親	20	18	16	14	17
	養子縁組里親	69	77	85	87	103
	親族里親	3	5	6	7	9

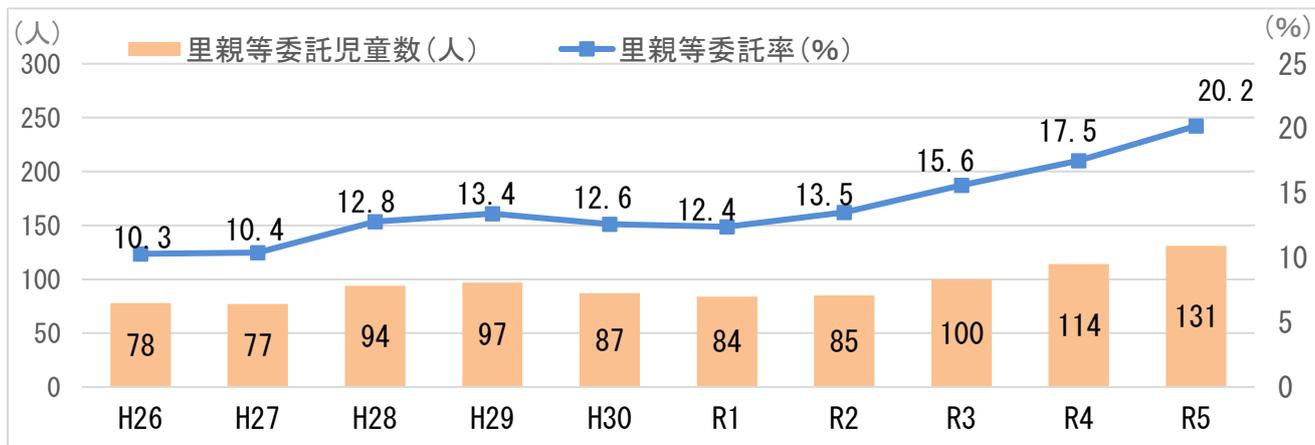


福祉行政報告例より作成

②里親等委託児童数、里親等委託率

(単位: 人(各年度末時点))

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
里親等委託児童数	78	77	94	97	87	84	85	100	114	131
里親等委託率(%)	10.3	10.4	12.8	13.4	12.6	12.4	13.5	15.6	17.5	20.2



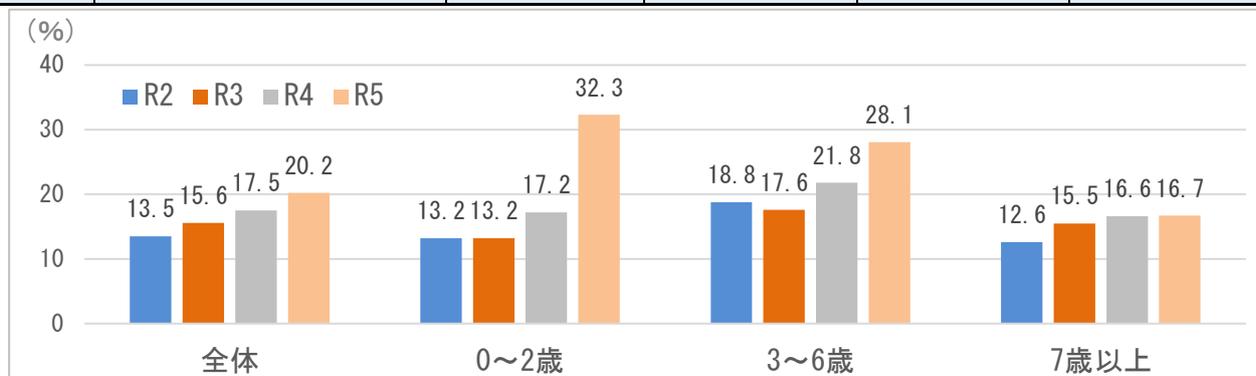
福祉行政報告例より作成

※里親等委託率 = $\frac{\text{里親等委託児童数(里親+ファミリーホーム)}}{\text{里親等委託児童数(里親+ファミリーホーム) + 施設等措置児童数(児童養護施設、乳児院)}}$

③里親等委託率（年齢区分別）

（単位：人（各年度末時点））

年度		全体	0～2歳	3～6歳	7歳以上
R2	里親等委託児童数	85	7	16	62
	施設等措置児童数	546	46	69	431
	里親等委託率	13.5%	13.2%	18.8%	12.6%
R3	里親等委託児童数	100	7	16	77
	施設等措置児童数	542	46	75	421
	里親等委託率	15.6%	13.2%	17.6%	15.5%
R4	里親等委託児童数	114	10	22	82
	施設等措置児童数	538	48	79	411
	里親等委託率	17.5%	17.2%	21.8%	16.6%
R5	里親等委託児童数	131	20	32	79
	施設等措置児童数	518	42	82	394
	里親等委託率	20.2%	32.3%	28.1%	16.7%



福祉行政報告例より作成

④受託里親率

（単位：人（各年度末時点））

年度		登録（認定）里親	再掲（重複登録あり）			
			養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
R2	登録（認定）里親数	200	150	18	77	5
	受託里親数	47	38	2	3	4
	受託里親率	23.5%	25.3%	11.1%	3.9%	80.0%
R3	登録（認定）里親数	238	187	16	85	6
	受託里親数	54	45	1	2	6
	受託里親率	22.7%	24.1%	6.2%	2.4%	100.0%
R4	登録（認定）里親数	265	222	14	87	7
	受託里親数	65	54	1	4	6
	受託里親率	24.5%	24.3%	7.1%	4.6%	85.7%
R5	登録（認定）里親数	296	250	17	103	9
	受託里親数	86	65	1	12	8
	受託里親率	29.1%	26.0%	5.9%	11.7%	88.9%

福祉行政報告例より作成

(7) 社会的養護関係施設設置状況及び入所人員の概要

- ・県内には、社会的養護を担う施設として、児童養護施設12か所、乳児院3か所、児童自立支援施設1か所、児童心理治療施設1か所、母子生活支援施設2か所、助産施設7か所、自立援助ホーム13か所、児童家庭支援センター8か所があります。
- ・施設ごとの定員等は、以下のとおりです。

①社会的養護関係施設等一覧

(令和6年(2024年)4月1日現在)

区分	施設名	所在地	経営主体	種別	か所	定員	合計
児童養護施設	1 慈愛園子供ホーム	熊本市中央区	社会福祉法人慈愛園	敷地内グループケア	6	40	52
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	2 菊水学園	熊本市中央区	社会福祉法人菊水学園	本体施設	-	18	42
				敷地内グループケア	2	12	
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	3 藤崎台童園	熊本市中央区	社会福祉法人藤崎台童園	敷地内グループケア	4	24	42
				地域小規模児童養護施設	3	18	
	4 龍山学苑	熊本市北区	社会福祉法人龍山学苑	本体施設	-	18	45
				敷地内グループケア	2	12	
				地域小規模児童養護施設	3	15	
	5 八代ナザレ園	八代市	社会福祉法人八代ナザレ園	敷地内グループケア	5	30	36
				地域小規模児童養護施設	1	6	
6 シオン園	荒尾市	社会福祉法人慈愛園	敷地内グループケア	4	30	42	
			地域小規模児童養護施設	2	12		
7 光明童園	水俣市	社会福祉法人光明童園	敷地内グループケア	4	24	66	
			分園型グループケア	1	6		
			地域小規模児童養護施設	6	36		
8 湯出光明童園	水俣市	社会福祉法人光明童園	本体施設	-	24	48	
			敷地内グループケア	1	6		
			地域小規模児童養護施設	3	18		
9 愛隣園	山鹿市	社会福祉法人愛隣園	敷地内グループケア	4	24	42	
			分園型グループケア	1	6		
			地域小規模児童養護施設	2	12		
10 熊本天使園	合志市	社会福祉法人聖嬰会	敷地内グループケア	4	24	42	
			分園型グループケア	1	6		
			地域小規模児童養護施設	2	12		
11 広安愛児園	上益城郡益城町	社会福祉法人キリスト教児童福祉会	敷地内グループケア	4	24	42	
			地域小規模児童養護施設	3	18		
12 みどり園	上天草市	社会福祉法人みどり園	本体施設	-	12	42	
			敷地内グループケア	2	12		
			分園型グループケア	1	6		
			地域小規模児童養護施設	2	12		
乳児院	1 熊本乳児院	熊本市中央区	社会福祉法人熊本市社会福祉協会	本体施設	-	12	30
				敷地内グループケア	3	18	
	2 慈愛園乳児ホーム	熊本市中央区	社会福祉法人慈愛園	本体施設	-	9	15
敷地内グループケア				1	6		
3 八代乳児院	八代市	社会福祉法人八代児童福祉協会	本体施設	-	15	15	

(令和6年(2024年)11月1日現在)

区分	施設名	所在地	経営主体	種別	定員
児童自立支援施設	1 清水が丘学園	熊本市北区	熊本県	入所	24(※)
児童心理治療施設	1 こどもL.E.Cセンター	上益城郡 益城町	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会	入所	37
				通所	13
母子生活支援施設	1 はばたきホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 同胞友愛会	入所	20
	2 きらきら星レジデンス	熊本市東区	社会福祉法人 照敬会	入所	25
助産施設	1 熊本市立熊本市民病院	熊本市東区	-	入所	10
	2 熊本赤十字病院	熊本市東区	-	入所	1
	3 慈恵病院	熊本市西区	-	入所	2
	4 福田病院	熊本市中央区	-	入所	2
	5 天草中央総合病院	天草市	-	入所	1
	6 産科婦人科本原クリニック	天草市	-	入所	1
	7 八代レディースクリニック	八代市	-	入所	3
自立援助ホーム	1 夢ぽーとI	熊本市南区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	2 夢ぽーとII	菊池郡 菊陽町	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	3 ラブ	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
	4 庵	合志市	NPO法人 アイグループ	入所	9
	5 夢ぽーとVIII	熊本市南区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	6 テンポラリくまもと	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
	7 テンポラリくまもと2号室	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
	8 みずほ	熊本市中央区	株式会社じどう	入所	6
	9 夢ぽーとα	熊本市西区	一般社団法人 レミシンク	入所	7
	10 夢ぽーとXI	熊本市中央区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	11 ぶどうの実	八代市	一般社団法人 八代子育て応援会	入所	5
	12 夢ぽーとXIII	水俣市	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	13 だんらん	荒尾市	株式会社 Amo・Lino	入所	6

(※) 現行の児童棟の居室数を記載

(令和6年(2024年)11月1日現在)

区分	施設名	所在地	経営主体	管轄区域
児童家庭 支援センター	1 キッズ・ケア・センター	荒尾市	社会福祉法人 慈愛園	荒尾・玉名地域
	2 ふわり	阿蘇市	社会福祉法人 やまなみ会	菊池・山鹿・阿蘇地域
	3 オリーブの木	水俣市	社会福祉法人 光明童園	水俣・芦北地域
	4 虹	天草市	社会福祉法人 啓明会	天草地域
	5 ぽぴんず	宇城市	NPO法人 ポピンズ	宇城・上益城地域
	6 とら太	八代市	NPO法人 とら太の会	八代地域
	7 ゆかりの木	球磨郡 多良木町	社会福祉法人 つつじヶ丘学園	人吉・球磨地域
	8 アグリ	熊本市中央区	社会福祉法人 熊本市社会福祉協会	熊本市

② 里親・ファミリーホームの状況

里親登録(認定)数

(令和6年(2024年)10月1日現在)

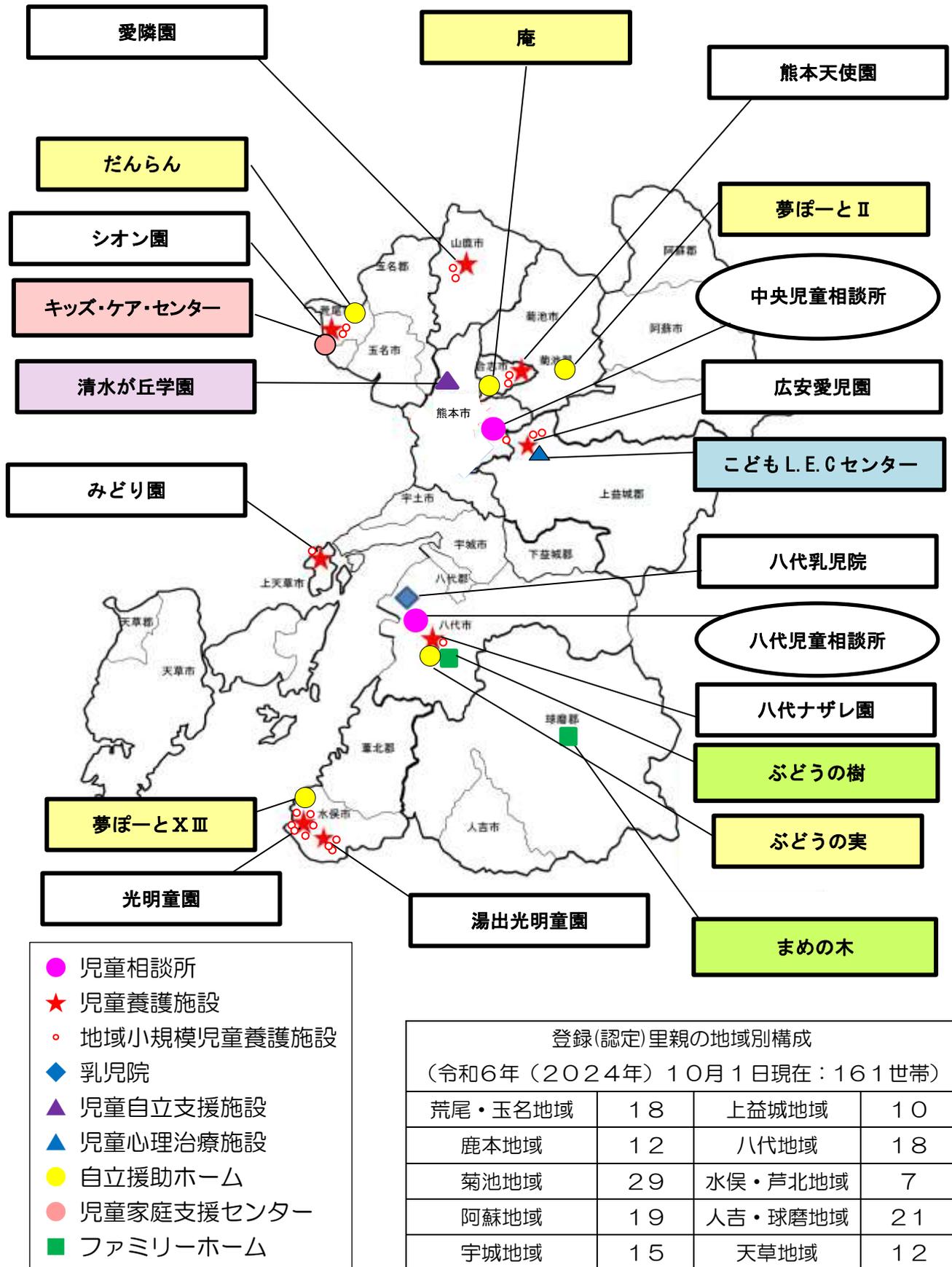
区分	所在地	世帯数	備考
登録(認定)里親	県内全域	296	養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親

ファミリーホーム一覧

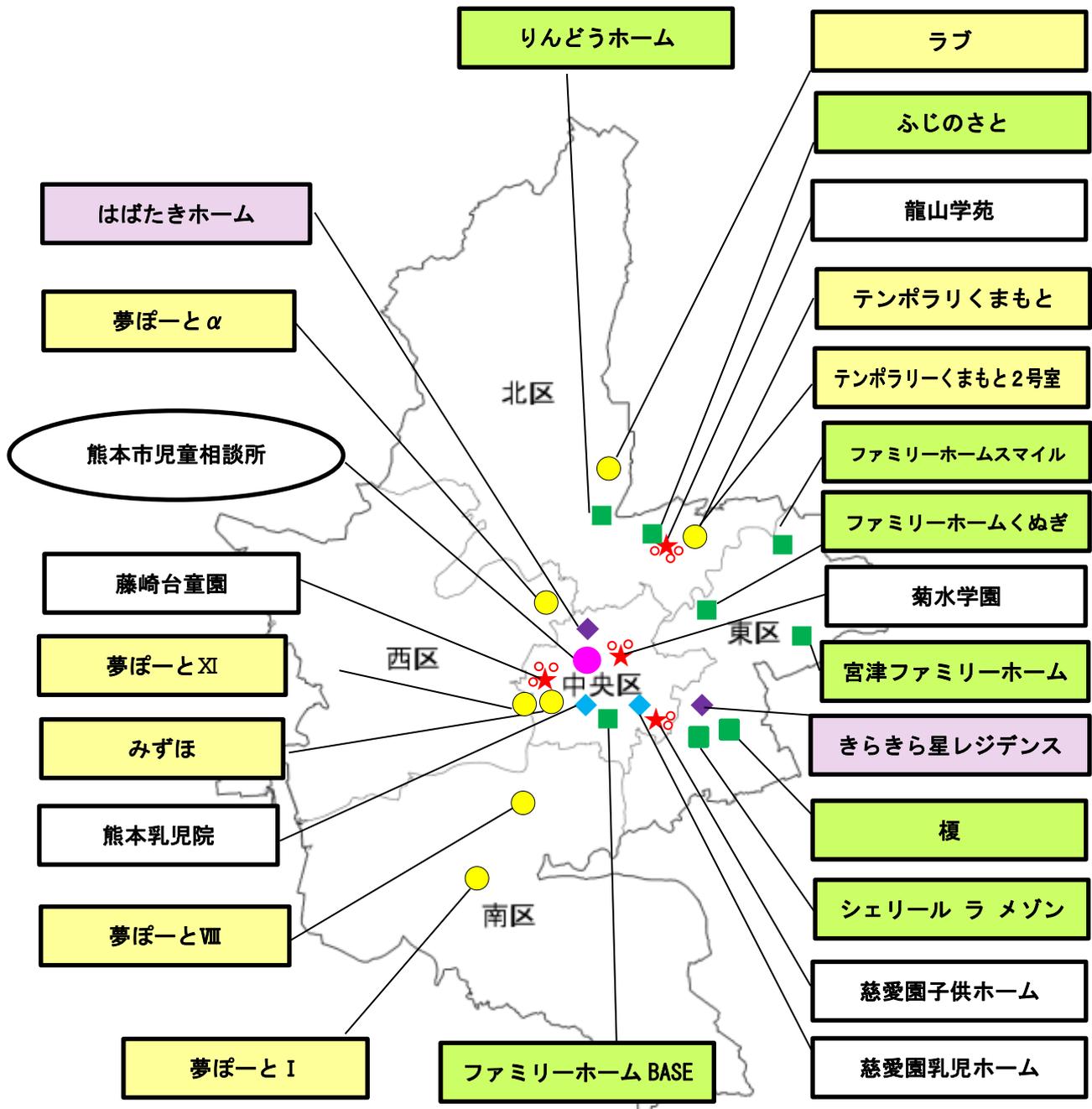
(令和6年(2024年)11月1日現在)

施設名	所在地	定員	備考
1 宮津ファミリーホーム	熊本市東区	6	法人型(一般社団法人ふるさと元気村)
2 榎	熊本市東区	6	法人型(合同会社榎)
3 シェリール ラメゾン	熊本市東区	5	個人型(里親型)
4 ファミリーホームふじのさと	熊本市北区	6	法人型(合同会社ファミリーホームふじのさと)
5 ファミリーホームBASE	熊本市中央区	6	法人型(合同会社中村会)
6 ファミリーホームスマイル	熊本市東区	5	法人型(合同会社スマイル)
7 りんどうホーム	熊本市北区	5	法人型(合同会社ファミリーホームふじのさと)
8 ファミリーホームくぬぎ	熊本市中央区	5	法人型(一般社団法人ふるさと元気村)
9 ぶどうの樹	八代市	6	法人型(一般社団法人八代子育て応援会)
10 まめの木	球磨郡多良木町	6	個人型(里親型)

③ 熊本県における社会的養護関係施設等の状況



④ 熊本市における社会的養護関係施設等の状況



はばたきホーム

夢ぼーとα

熊本市児童相談所

藤崎台童園

夢ぼーとXI

みずほ

熊本乳児院

夢ぼーとVIII

夢ぼーとI

りんどうホーム

ラブ

ふじのさと

龍山学苑

テンポラリくまもと

テンポラリくまもと2号室

ファミリーホームスマイル

ファミリーホームくぬぎ

菊水学園

宮津ファミリーホーム

きらきら星レジデンス

榎

シェリール ラメゾン

慈愛園子供ホーム

慈愛園乳児ホーム

ファミリーホーム BASE

- 児童相談所
- ★ 児童養護施設
- 地域小規模児童養護施設
- ◆ 乳児院
- 自立援助ホーム
- ファミリーホーム
- ◆ 母子生活支援施設

登録（認定）里親の地域別構成 （令和6年（2024年）10月1日現在：135世帯）	
熊本市	135

3 当事者であるこどもの権利擁護の取組み（意見聴取・意見表明等支援等）

（1）現状

- ・平成28年改正児童福祉法で「こどもが権利の主体であること」が明記されたことを受け、平成29年（2017年）にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」においては、代替養育におけるこどもの意見表明権の保障が重要であり、第三者に対して意見を表明することができるアドボケイト制度の構築が求められることが記されました。
- ・平成31年（2019年）の改正児童福祉法により、こどもの意見表明権を保障する仕組みなど、こどもの権利擁護のあり方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。
- ・令和4年改正児童福祉法では、①措置・委託決定時等における意見聴取の義務化、②意見表明等支援事業の実施、③こどもの権利擁護に係る環境整備の3点が新たに都道府県等の業務として規定されました。
- ・県内の各児童相談所では、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、里親委託や施設入所措置等の決定の際にはこどもの意見・意向を聴取し、十分に勘案した上でこどもの最善の利益を念頭に支援の方法等を検討しています。
- ・令和4年度（2022年度）に改訂した「こどもの権利ノート」を用いて、一時保護の段階から、こどもに権利があることを説明しています。また権利ノートを用いた措置児童等への面談を年1回から年2回に増やし、こどもたちからの意見聴取の機会を充実しています。
- ・県内の児童養護施設等の中には、意見箱の設置やアンケート調査による意見聴取のほか、第三者評価だけでなく、教育関係者等の地域の人材を活用し、こどもの権利擁護実現に向けた独自の取組みを行っている施設もあります。
- ・こどものニーズに応じて、こどもの知る権利を保障する「ライフストーリーワーク（こども自身が代替養育に至った経緯などを理解し、生い立ちやそれに対する感情等を信頼できる大人と一緒に整理し振り返る支援）」を児童相談所と児童養護施設や里親等が連携して実施しています。
- ・県内の児童養護施設の中には、第三者評価だけではなく、教育関係者等の地域の人材を活かし、こどもの権利擁護実現に向けた独自の取組みを行っている施設もあります。
- ・令和6年（2024年）4月の改正児童福祉法施行を見据えて、本県では、令和4年度（2022年度）から、熊本市では令和5年度（2023年度）から、こどもの権利擁護推進のためのモデル事業に取り組み、意見表明等支援員（アドボケイト）を養成し、一時保護施設や児童養護施設等に派遣する仕組みを構築しました。
- ・令和4年度（2022年度）から児童養護施設に入所するこどもで構成する「こども会」を立ち上げ、本計画等に対する意見を聴取しています。
- ・県、熊本市ともに、既存の社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会を、措置決定や措置実施中における処遇等に対するこどもからの意見具申機関として位置づけ、こどもからの申立てに対応できる体制を構築しました。

- ・意見表明等支援事業や環境整備の状況は以下のとおりです。

R5年度(2023年度)の状況		熊本県	熊本市
こどもの権利擁護に関する研修・説明会の受講者数	関係職員	477人	172人
	こども	177人	90人
意見表明等支援員とこどもが面談した件数		188件	33件
意見表明等支援事業を利用し、意見表明を希望した件数		52件	19件
意見表明等支援事業の独立性の担保		民間事業者に委託	民間事業者に委託
こどもの権利擁護に係る環境整備状況		整備済み	整備済み

(2) 課題

- ・こどもの権利擁護を推進していくためには、まず児童相談所や施設の職員、里親等にその意義や内容について十分に理解してもらうことが極めて重要です。
- ・当事者であるこどもに説明する際には、こどもの権利について正確に伝えることが重要であり、こどもが理解できるように丁寧に説明を行う必要があります。
- ・現在、意見表明等支援事業は一時保護施設や児童養護施設において先行して取り組んでおり、今後は里親家庭やファミリーホーム等のこどもに対する取組みの充実を図り、措置・委託先の違いやこどもの年齢に関わらず、こどもの権利擁護が図られるよう取り組む必要があります。

(3) 具体的取組み

① 熊本県社会的養育推進施策への当事者であるこども等の参画

- ・当事者のこどもたちで構成する「こども会」を実施し、本計画や各取組みに係る意見を聴取しその内容を反映するよう努めます。
- ・当事者(社会的養護経験者を含む)からの意見を踏まえた本計画や各取組みに係る評価や検証を行う仕組みを検討します。

② こどもからの意見聴取や意見を汲み取る取組みの推進

- ・児童相談所職員、児童養護施設等職員及び里親等を対象として、こどもの権利擁護の意識を高めるための研修等を継続的に実施します。
- ・児童相談所による措置(委託)児童訪問により、意見を汲み取る機会を充実します。
- ・「こどもの権利ノート」等を活用して、自らの権利や困ったときの相談先など、こどもに十分な説明を行います。
- ・援助方針の決定、自立支援に向けた計画の策定等にあたっては、当事者であるこどもの意見や意向を尊重するとともに、こどもに対する十分な説明を行うなど丁寧に対応します。
- ・意見表明等支援事業は、独立性を担保するため、第三者への業務委託により実施します。
- ・施設等(一時保護施設、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、里親家庭、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所)で生活する措置(委託)児童が確実に意見表明等支援員にアクセスし、利用できる体制を構築します。
- ・児童相談所における援助方針決定等の際に、適切にこどもの意見が尊重されるよう、意見表明

等支援員を活用するなど、支援のあり方を検討します。

(4) 資源の整備量等

年度		実績	見込み	
		R5 (2023)	R6 (2024)	R11 (2029)
意見表明等支援事業対象施設等における利用可能な施設等数	熊本県	7か所	12か所、 里親・ファミリーホーム	12か所、 里親・ファミリーホーム
	熊本市	4か所	17か所、 里親・ファミリーホーム	17か所、 里親・ファミリーホーム
意見表明等支援事業の独立性の担保	熊本県	委託して実施	委託して実施	委託して実施
	熊本市			

4 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取り組み

(1) 現状

- ・令和4年改正児童福祉法においても、家庭養育優先の理念が規定されています。児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することとされており、身近な市町村のこども家庭支援体制の構築は大きな課題となっています。
- ・市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図るため、「子育て世代包括支援センター」や「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の活性化について、以下のとおり全市町村での体制整備を目標に、研修等の実施による人材育成の向上や先進事例の提供等により市町村を支援してきました。

(令和6年(2024年)3月31日現在)

内容	目標	現状
子育て世代包括支援センター (母子保健機能)	R2年度(2020年度)までに全市町村設置	45市町村設置 R4年度(2022年度)に達成
市区町村子ども家庭総合支援拠点 (児童福祉機能)	R4年度(2022年度)までに全市町村設置	40市町村設置 90.9%(未達成)
要対協調整担当者の配置	全市町村で調整担当者配置	45市町村配置 R4年度(2022年度)に達成

- ・虐待相談が増加する中、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、市町村からの求めに応じ専門的な援助を行う「児童家庭支援センター」(民間に委託)を、令和3年度(2021年度)までに熊本市を含めて県内8か所に設置し、各地域において「市町村ー児童家庭支援センターー児童相談所」の三層構造の児童相談体制を確立しました。
- ・令和4年(2022年)の改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、市町村における子育て家庭への支援の充実が図られることになりました。
- ・また、市町村には、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターがそれぞれ担ってきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する支援を実施する「こども家庭センター」の設置が努力義務化されるとともに、支援の必要性が高い妊産婦や家庭に対して、こども家庭センターにおけるサポートプランの作成や家庭支援事業の利用勧奨・措置の実施が求められています。
- ・本県においては、市町村、児童家庭支援センター、児童相談所の三層による相談体制や連携を強化するため、関係機関による連携会議を令和5年度(2023年度)から実施しています。

(2) 課題

- ・市町村は、児童相談所をはじめとする各支援機関との緊密な連携のもと、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期まで切れ目ない支援を提供することにより、虐待等を未然に防止するための予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する

親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが期待されています。

- ・そのため、こども家庭センターを中心とした市町村の相談支援体制の整備や強化、家庭支援事業による支援メニューの充実に向けて、支援を行っていく必要があります。
- ・各地域における「市町村－児童家庭支援センター－児童相談所」の三層構造の児童相談体制を強化するとともに、家庭支援事業などの受け皿となりうる児童養護施設や里親等、地域の社会資源を最大限に活用し、児童虐待の未然防止・早期対応を図る必要があります。

(3) 具体的取組み

① 市町村の相談体制や家庭支援事業の整備に向けた支援

- ・全市町村でのこども家庭センターの設置を目指して、未設置町村に寄り添った支援を実施していきます。
- ・市町村が、適切にサポートプランを作成し、こどもや保護者等に適切な支援ができるよう、児童相談所や児童家庭支援センターによる情報共有や助言などを行うとともに、他市町村における効果的な取組みの事例を共有するなどの機会を確保します。
- ・市町村が、予防的支援（ショートステイやトワイライトステイ(※)などの家庭支援事業等）の実施主体として、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な働きかけや助言、情報提供等の支援を行います。
- ・また、国の補助制度を活用した財政的支援はもとより、こどもや保護者等への支援に係る知見やノウハウを有する児童養護施設や里親等に加え、児童家庭支援センターや里親支援センターなどの関係機関との連携を支援します。

※ショートステイ：保護者の疾病や育児疲れ等の理由で養育が一時的に困難な場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童を、児童養護施設等において一定期間、養育を行う事業

※トワイライトステイ：保護者が仕事等の理由で平日夜間又は休日不在となる場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童を、児童養護施設等において養育を行う事業

② 市町村の人材育成・専門性の向上

- ・市町村職員の人材育成・専門性の向上を図るため、以下の研修を実施します。

内容	対象	目的
要対協調整担当者研修	市区町村の要対協調整担当者	こどもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携促進、役割分担の依頼、調整能力の修得
児童福祉司任用前研修	市区町村の児童家庭相談担当職員（児童相談所職員の研修機会を活用）	児童福祉行政や母子保健行政等の幅広い知識や実務能力の修得
児童相談所での市町村職員の実地研修 【熊本市除く】	市町村の児童家庭相談担当職員	児童相談業務への理解を深め、対応力の向上を図る

内容	対象	目的
市町村・児童家庭支援センター・児童相談所連携会議【熊本市除く】	市町村、児童家庭支援センター、児童相談所の職員	市町村、児童家庭支援センター、児童相談所の三層による相談体制の強化、連携推進
関係機関との合同研修【熊本市のみ】	こども家庭センター職員、児童家庭支援センター、児童相談所の職員	包括的な援助を実施するために関係機関との連携を強化し、児童相談業務の対応力の向上を図る
職員の専門性向上のための研修【熊本市のみ】	こども家庭センター職員	相談対応等における対応力の向上を図る

③ 児童家庭支援センターの機能強化

- ・本県では、民間機関の持つソーシャルワークや心理等の専門性を活かして、地域や家庭からの相談に応じ、また、市町村からの求めに応じて技術的な助言を行うなど、児童相談所を補完する役割を担うことを目的として、児童家庭支援センターを7か所に設置しています。
- ・熊本市においても、区役所の家庭児童相談部門と児童相談所の機能を補完する役割を担うため、1か所に設置しています。
- ・現在、県内に8か所の児童家庭支援センターを設置していますが、より効率的かつ効果的に児童相談支援を実施できるよう、担当地域や設置数等の見直しを行うなど、地域の実情に応じて更なる児童相談体制の充実強化に向けた検討を進めます。
- ・また、市町村の要対協との連携を強化し、問題を抱えるこどもやその保護者等への支援の充実を図ります。
- ・要保護性がある又は施設等の退所後間もないなど、継続的な指導による措置が必要とされるこどもやその保護者等については、児童相談所から児童家庭支援センターへ指導委託を行い、家庭における適切な養育が行われるよう支援を実施します。

(4) 資源の整備量等

年度		実績	見込み	
		R5(2023)	R6(2024)	R11(2029)
こども家庭センター設置市区町村数	熊本県	-	40市町村	44市町村
	熊本市	-	5区	5区
児童相談所から児童家庭支援センターへ指導委託延件数及び割合(分母:指導措置委託全件数)	熊本県	57件 100%	42件 100%	60件 100%
	熊本市	6件 100%	6件 100%	11件 100%

5 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

(1) 現状

- ・ 妊娠期から適切な養育環境を確保するために特定妊婦（予期せぬ妊娠やDVなどにより支援が必要な妊産婦）等に対して支援を行うことは、児童虐待の発生を予防する観点からも重要です。
- ・ 児童養護施設等と異なり、母子が一緒に入所することができる母子生活支援施設においては、母子を保護するとともに、母子の早期自立を図るため、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行っています。
- ・ また、保健上必要にもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦については、助産施設に入所して助産を受けることができます。
- ・ このほか、本県では、予期せぬ妊娠をはじめとする、支援の必要性の高い妊産婦等に対して、「産前・産後母子支援事業」による特定妊婦等の把握や相談支援、「特定妊婦等支援臨時特例事業」により安心して特定妊婦等が生活を行うための居場所の提供による支援を実施してきました。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図ることを目的に、妊産婦等生活援助事業が都道府県等の事業として位置づけられたため、令和6年度（2024年度）からは、本県及び熊本市において、それぞれ当事業を実施しています。

(単位：人)

年度		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
特定妊婦の数 (各年度末時点の要対協登録者数)	熊本県	62	54	44	66	74
	熊本市	61	53	41	35	75

(2) 課題

- ・ 特定妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活の支援を適切に行うため、市町村との連携が不可欠です。
- ・ 市町村において、妊娠届の受理、子育て世帯への訪問により得た情報や他の相談支援機関からの情報などにより、特定妊婦等を確実に把握し、それぞれの具体的な状況に応じて、助産施設や妊産婦等生活援助事業等が利用されるよう、情報提供や継続的な働きかけが必要です。

(3) 具体的取組み

① 市町村等との連携

- ・ 市町村や児童家庭支援センター等の関係者に対して、助産施設、妊産婦等生活援助事業等に関する情報の周知を行うなど、適切な事業の活用を促します。
- ・ 市町村要対協において、支援対象者の把握や適切な特定妊婦の登録が行われるよう、各市町村等における優良な取組み事例の把握や紹介をはじめ継続的な働きかけを行っていきます。

② 助産施設・助産制度の周知

- ・助産の実施が必要な妊産婦に対し、助産制度が適切に活用されるよう、市町村のこども家庭センターなどと連携し周知を行っていきます。

③ 妊産婦等生活援助事業の実施

- ・特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、一時的な住まいの提供、その後の養育等に係る相談及び助言、関係機関との連絡調整まで一貫した支援を実施します。

(4) 資源の整備量等

年度		実績	見込み	
		R5 (2023)	R6 (2024)	R11 (2029)
妊産婦等生活援助事業実施事業所数	熊本県	1	1	1
	熊本市	1	1	1
助産施設数	熊本県	2	3	3
	熊本市	4	4	4

6 代替養育を必要とするこどもの数の見込み

(1) 現状

- ・社会的養育を推進するためには、代替養育を必要とするこどもの数の将来推計を行い、計画的に取り組む必要があります。
- ・このため、児童人口の推移や代替養育を必要とするこどもの数等の実績を踏まえ、令和6年度（2024年度）以降の代替養育を必要とするこどもの数の推計を行いました。

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
令和2年策定計画での推計	750	744	737	731	725	718	712	706	700	692	686	680
実績	682	677	631	642	652	649	再推計					

① 直近5年間の児童人口に占める措置等児童数（代替養育を必要とするこども数）

- ・直近5年間の本県の児童人口及び措置等児童数は、以下のとおりであり、児童人口に対する措置児童数の割合（5年平均）は、0.21%です。（単位：人）

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
児童人口 (0～19歳) ※1	316,011	326,283	306,421	302,836	298,625
前年比	98.75%	103.25%	93.91%	98.83%	98.61%
措置等児童数 (0～19歳) ※2	677	631	642	652	649
措置等児童数の割合	0.214%	0.193%	0.210%	0.215%	0.217%

※1 R2年（2020年）は「国勢調査」、R2年（2020年）以外の年は「熊本県推計人口調査」

※2 福祉行政報告例より作成

② 潜在的需要

- ・直近5年間の本県の新規入所措置等児童数は以下のとおりであり、平均増減率（5年間の平均）は3.8%です。（単位：人）

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
新規入所措置等児童数（A）	156	136	176	158	157
前年比増減率	113.0%	87.2%	129.4%	89.8%	99.4%

(2) 推計方法

- ・令和2年に策定した計画における推計方法と同様に、本県の近年の動向を踏まえ、次の算定式により推計します。

代替養育を必要とするこども数の見込み

$$= \text{(ア) 児童人口減少率と同じ割合で減少した場合の措置児童数} \\ + \text{(イ) 潜在的増加数(新規入所措置等児童数(A) \times 0.038)}$$

(ア) 児童人口を、国立社会保障・人口問題研究所の5年ごと(令和7年(2025年)及び令和12年(2030年))の「将来推計人口(令和5年推計)」のデータを用いて、令和7年(2025年)から令和12年(2030年)の人口が一定割合で減少するものと見込み、この減少割合と同じ割合で措置児童数が減少すると推計。

(イ) 潜在的増加数

新規入所措置等児童数(A) × 0.038 (令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)の新規入所措置等児童数の平均増減率)

- ・これにより、5年後の本県における代替養育を必要とするこども数を600人と推計しました。

		児童人口		代替養育を必要とするこども数				
和暦	西暦	0-19歳	0-19歳人口減少率	0-19歳措置児童数	児童人口減少率と同等に減少した場合の措置児童数の見込み	新規入所措置等児童数	潜在的増加(A × 0.038)	代替養育を必要とするこども数の見込み
			前年比	実績	①	A	②	① + ②
H25	2013	336,817	0.992	764				
H26	2014	333,706	0.991	757				
H27	2015	326,283	0.978	739				
H28	2016	325,906	0.999	737				
H29	2017	323,248	0.992	724				
H30	2018	319,995	0.990	682				
R1	2019	316,011	0.988	677		156		
R2	2020	326,283	1.033	631		136		
R3	2021	306,421	0.939	642		176		
R4	2022	302,836	0.988	652		158		
R5	2023	298,625	0.986	649	649	157		
R6	2024	293,861	0.984		639		+6	645
R7	2025	289,097	0.984		629		+6	635
R8	2026	284,863	0.985		620		+6	626
R9	2027	280,629	0.985		611		+7	618
R10	2028	276,395	0.985		602		+7	609
R11	2029	272,161	0.985		593		+7	600
R12	2030	267,927	0.984					

(3) 代替養育を必要とするこどもの数の見込み（年齢区分別）

・前頁で推計した令和11年度までのこどもの数を、過去5年間の各児童相談所における代替養育が必要なこども数の割合で按分し、更にその児童相談所ごとのこども数を、過去5年間の年齢構成の割合で按分して算出しました。

① 0～2歳

	実績	見込み					
年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	33	28	27	27	26	26	26
熊本市	29	29	27	27	26	26	26
計	62	57	54	54	52	52	52

② 3～6歳

	実績	見込み					
年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	68	54	54	54	54	53	52
熊本市	46	40	40	39	39	39	39
計	114	94	92	93	93	92	91

③ 7歳以上

	実績	見込み					
年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	299	298	292	287	283	279	275
熊本市	174	196	195	192	190	186	182
計	473	494	489	479	473	465	457

④ 全年齢計

	実績	見込み					
年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	400	380	373	368	363	358	353
熊本市	249	265	262	258	255	251	247
計	649	645	635	626	618	609	600

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み

(1) 現状

- ・平成28年改正児童福祉法では「家庭養育優先原則」が明記され、実親による養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託による養育を推進することが明確に示されました。
- ・本県においては、これまで、児童相談所をはじめ、県内の児童養護施設等に配置している里親支援専門相談員、熊本県里親会、県内で里親支援を目的として活動していたNPO法人優里の会と連携して、里親委託推進の取組みを行ってきました。
- ・里親支援専門相談員は、平成24年（2012年）から県内の児童養護施設や乳児院に配置が始まり、令和6年（2024年）4月1日現在、全15施設に配置され、児童相談所と連携して里親家庭を支援するなど、積極的に活動しています。
- ・熊本県里親会は、里親の資質の向上に努め、充実した家庭養護を目指し、児童福祉における社会的養護を担うこと及び里親家庭の孤立の防止に努め、会員相互の協調と親睦を深めることを目的に活動しています。
- ・令和4年度（2022年度）に設立された熊本県ファミリーホーム協議会では、月1回の定例会により、会員相互の交流や情報交換を実施しています。
- ・「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（令和11年度（2029年度）までに就学前のこどもは75%以上、学童期以降は50%以上）を踏まえ、令和2年に策定した計画においては、令和11年度に、0歳から2歳、3歳から6歳、7歳以上の里親等委託率をそれぞれ69.8%、58.7%、30.3%とし、また、里親登録（認定）数を511世帯とする目標を設定しました。
- ・この目標達成に向け、里親のリクルートや研修、里親と児童のマッチング及び里親委託後の支援の一連の業務や、里親制度の普及・啓発の機能を持つ里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）を令和3年度（2021年度）までに県内の児童相談所の管轄ごとに設置しました。
- ・令和4年改正児童福祉法により、①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング業務、③里親等委託推進業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務を担う「里親支援センター」が児童福祉施設として位置づけられたことに伴い、令和6年（2024年）4月に、県内3か所のフォスタリング機関に代わり、里親支援センターを認可しました。
- ・児童相談所、里親支援専門相談員及び里親支援センターの連携に加え、熊本県里親会・熊本県ファミリーホーム協議会を通じた当事者同士のつながりによる支援などにより、里親委託を推進しています。

- ・ 令和2年に策定した計画において設定した里親等委託率の推移は、以下のとおりです。
- ・ 里親等委託率は各年齢区分で着実に増加していますが、年齢が高い区分は低調となっています。

年度	実績				令和2年に策定した計画での目標		
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R8 (2026)	R11 (2029)
全体 (委託児童数)	13.5% (85人)	15.6% (100人)	17.5% (114人)	20.2% (131人)	26.9% (191人)	31.4% (220人)	38.0% (258人)
0～2歳	14.0%	13.0%	17.2%	32.3%	45.4%	55.9%	69.8%
3～6歳	32.7%	19.8%	21.8%	28.1%	34.4%	44.2%	58.7%
7歳以上	11.6%	15.1%	16.6%	16.7%	23.4%	26.2%	30.3%

- ・ 直近5年間の本県の委託児童数、里親の受託数等は、以下のとおりです。

(単位 児童数：人、里親数：世帯)

	実績				
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
里親等への委託児童数	84	85	104	114	131
ファミリーホームへの委託児童数	32	22	26	27	24
里親への委託児童数 (A)	52	63	78	87	107
受託里親数 (B)	42	47	54	65	86
平均受託児童数 A/B	1.24	1.34	1.44	1.34	1.24
	(5年間平均) 1.32				
登録(認定)里親数 (C)	189	200	238	265	296
児童を受託する里親の割合 B/C	22.2%	23.5%	22.7%	24.5%	29.1%

- ・ 本県の受託里親の平均受託児童数(令和6年(2024年)3月31日現在)は、以下のとおりです。

(単位 児童数：人、里親数：世帯)

	里親数 (実数、世帯)	(再掲) 重複登録あり			
		養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
里親委託児童数	107	83	1	13	10
受託里親数	86	65	1	12	8
平均受託児童数	1.24	1.28	1	1.08	1.25

- ・本県の登録（認定）里親に占める受託里親の割合（令和6年（2024年）3月31日現在は、以下のとおりです。（単位：世帯）

	里親数 (実数、世帯)	(再掲) 重複登録あり			
		養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
登録(認定)里親数	296	250	17	103	9
受託里親数	86	65	1	12	8
割合	29.1%	26.0%	5.9%	11.7%	88.9%

- ・本県の委託希望里親（「受託中里親」及び「委託希望里親」）の割合（令和6年（2024年）3月31日現在）は、以下のとおりです。
- ・今後、里親委託を進めるためには、委託希望のある里親を増やす必要があります。

（単位：世帯）

登録(認定)里親数 (A)	296
受託中で今後委託希望のない里親 (B)	42
受託中で今後委託希望のある里親 (C)	41
未委託で今後委託希望のある里親 (D)	106
委託希望里親の割合 (B+C+D) / A	63.9%

（注）登録里親の中には、委託希望の確認時点で、家庭内の様々な事情（親の介護、病気等）などにより、一時的に委託を希望されない里親がいます。

- ・本県の里親の年齢構成（令和6年（2024年）3月31日現在）は、以下のとおりです。
- ・本県においては、50歳代以上の里親が56.4%をと過半数を占めており、今後、里親の高齢化が進むことが予想されます。（単位：世帯）

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
登録(認定)里親数	2	34	93	102	52	12	1	296
割合	0.7%	11.5%	31.4%	34.5%	17.6%	4.1%	0.3%	100.0%

- ・本県の登録（認定）里親の地域別構成（令和6年（2024年）3月31日現在）は、以下のとおりです。（単位：世帯）

	登録（認定）里親数	割合	参考 （各地域の人口割合）
熊本市	135	45.6%	43.2%
荒尾・玉名地域	18	6.1%	8.7%
鹿本地域	12	4.1%	2.7%
菊池地域	29	9.8%	11.1%
阿蘇地域	19	6.4%	3.3%
宇城地域	15	5.1%	5.8%
上益城地域	10	3.4%	4.8%
八代地域	18	6.1%	7.6%
水俣・芦北地域	7	2.4%	2.4%
人吉・球磨地域	21	7.1%	4.5%
天草地域	12	4.1%	5.9%
合計	296	100%	100%

（注）各地域の人口割合は、「令和5年（2023年）熊本県の人口と世帯数（年報）」（熊本県企画振興部統計調査課）を基に算出

- ・令和6年（2024年）11月1日現在、県内には、ファミリーホーム（※）が10か所設置されています。

	施設名	所在地	定員	備考
1	宮津ファミリーホーム	熊本市東区	6	法人型（一般社団法人ふるさと元気村）
2	榎	熊本市東区	6	法人型（合同会社榎）
3	シェリール ラメゾン	熊本市東区	5	個人型（里親型）
4	ファミリーホームふじのさと	熊本市北区	6	法人型（合同会社ファミリーホームふじのさと）
5	ファミリーホームBASE	熊本市中央区	6	法人型（合同会社中村会）
6	ファミリーホームスマイル	熊本市東区	5	法人型（合同会社スマイル）
7	りんどうホーム	熊本市北区	5	法人型（合同会社ファミリーホームふじのさと）
8	ファミリーホームくぬぎ	熊本市中央区	5	法人型（一般社団法人ふるさと元気村）
9	ぶどうの樹	八代市	6	法人型（一般社団法人八代子育て応援会）
10	まめの木	球磨郡多良木町	6	個人型（里親型）

※ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度（2009年度）に創設された制度で、家庭養護を促進するため、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行います。養育者の住居において養育するという点で、里親と同様です。

(2) 課題

- ・国では、遅くとも令和11年度（2029年度）までに、全ての都道府県において就学前の子ども75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率を実現するよう求めており、里親等委託推進のための一層の努力が必要です。
- ・特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児期の里親等委託を推進する必要があります。
- ・児童相談所や里親支援センター、里親支援専門相談員のそれぞれの役割分担を明確にし、連携・協力のもと、里親委託等を推進していく必要があります。
- ・登録（認定）里親は増加しているものの、児童が委託されていない里親（未委託里親）が多く存在しており、登録（認定）里親を有効に活用していく必要があります。
- ・里親の年齢構成や地域バランスを十分考慮しながら、里親登録（認定）数の増加を進めるとともに、ファミリーホームを含め、養育環境や養育能力を備えた里親を確保・育成していく必要があります。

(3) 具体的取組み

① 里親等委託率の数値目標の見直し

- ・こどもの最善の利益と国における里親等委託率の数値目標を十分念頭に置きつつ、本県のこれまでの取組みや実情、「6 代替養育を必要とするこどもの数の見込み」を踏まえ、熊本県及び熊本市それぞれの数値目標を設定することとしました。

<里親等委託率※>

- ・令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの実績を踏まえたうえで、現在までの里親等委託推進の取組みに加え、更に追加的努力をすることで以下のとおり令和11年度（2029年度）までの里親等委託率の目標を設定しました。

※里親・ファミリーホーム（FH）への委託児童数／（乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・FHへの委託児童数）

- ・0歳から2歳については、令和5年度（2023年度）までの5年間平均で約3人ずつ増加していることから、この取組みを継続し、令和11年度（2029年度）に「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標75%の達成を目指します。
- ・3歳から6歳については、令和5年度までの5年間平均で約4人ずつ増加していることから、これまでの取組みに加えて、毎年度、更に2～3人増やす追加的努力をし、令和11年度（2029年度）に「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標75%の達成を目指します。
- ・7歳以上については、令和5年度（2023年度）までの5年間平均で約4人ずつ増加していることから、これまでの取組みに加えて、毎年度、更に10人ずつ増やす追加的努力をします。

里親等委託児童（上段）及び里親等委託率（下段）

（単位：人）

年度	実績	見込み						
		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	0～2歳	7	9	11	13	15	17	20
		21.2%	32.1%	40.7%	48.1%	57.7%	65.4%	76.9%
	3～6歳	17	20	24	28	32	36	40
25.0%		37.0%	44.4%	51.9%	59.3%	67.9%	76.9%	
7歳以上	47	55	63	71	79	88	98	
	15.7%	18.5%	21.6%	24.8%	27.9%	31.5%	35.6%	
熊本市	0～2歳	13	14	15	16	17	18	20
		44.8%	48.3%	55.6%	59.3%	65.4%	69.2%	76.9%
	3～6歳	15	18	20	23	25	28	30
32.6%		45.0%	50.0%	59.0%	64.1%	70.5%	76.9%	
7歳以上	32	38	44	50	56	62	69	
	18.5%	19.5%	22.5%	26.3%	29.3%	33.3%	38.1%	
計	131	154	177	201	224	249	277	
	20.2%	23.9%	27.8%	32.2%	36.2%	40.8%	46.2%	

<里親登録（認定）数>

・里親等委託率の目標達成に向けて、里親委託数の目標を以下のとおり設定しました。

- ▶ファミリーホーム（令和6年（2024年）11月1日現在、10か所、総定員56人）には、令和5年度（2023年度）末時点で、24人の児童を委託しているため、今後毎年度4人ずつ委託児童を増加させるよう取組みを推進します。
- ▶登録（認定）里親は、令和5年度（2023年度）末時点で296世帯で、そのうち86世帯（29.1%）の里親が107名の児童を受託しています。
- ▶過去5年間の里親1世帯当たりの平均受託児童数は1.32人です。
- ▶今後も、里親への委託が同水準で推移するものと見込み、令和11年度（2029年度）の里親への委託児童数の見込みは229人となるため、登録（認定）里親は597世帯が必要となり、新たな登録（認定）里親をより一層確保していく必要があります。

（単位 児童数：人、里親数：世帯）

		実績	見込み					
		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
里親等委託児童数	熊本県	71	84	98	112	126	141	158
	熊本市	60	70	79	89	98	108	119
	計	131	154	177	201	224	249	277
FH委託児童数 (R6.11月時点定員56人)	熊本県	12	14	16	18	20	22	24
	熊本市	12	14	16	18	20	22	24
	計	24	28	32	36	40	44	48
里親委託児童数	熊本県	59	70	82	94	106	119	134
	熊本市	48	56	63	71	78	86	95
	計（A）	107	126	145	165	184	205	229
受託里親数	熊本県	47	53	62	71	80	90	101
	熊本市	39	42	48	58	59	65	72
	計（B）	86	95	110	129	139	155	173
平均受託児童数	A/B	1.24	1.32※（R1-R5の平均値）					
		1.32※						
必要登録里親数	熊本県	160	183	214	245	276	310	349
	熊本市	136	146	164	185	203	224	248
	計（C）	296	329	378	430	479	534	597
児童を受託する里親の割合	B/C	29.1%	29.1%					

<里親等登録率>

(里親登録(認定)数×平均受託児童数+ファミリーホームの定員/乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・ファミリーホームへの委託児童数)

	実績	見込み					
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	56.5%	70.7%	83.0%	95.5%	107.8%	121.8%	138.2%
熊本市	80.0%	84.0%	94.1%	106.7%	116.8%	129.8%	144.7%
計	65.4%	76.0%	87.4%	99.9%	111.4%	124.9%	140.7%

<里親等稼働率>

(里親・ファミリーホームへの委託児童数/里親登録(認定)数×平均受託児童数+ファミリーホームの定員)

	実績	見込み					
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	31.4%	31.3%	31.7%	32.0%	32.2%	32.3%	32.4%
熊本市	30.1%	31.4%	32.1%	32.5%	32.9%	33.2%	33.3%
計	30.9%	31.4%	31.9%	32.2%	32.5%	32.7%	32.8%

② 里親等委託推進のための里親支援体制の強化

- ・令和6年度(2024年度)に県内3か所の児童相談所の管轄ごとに里親支援センターを認可しました。
- ・児童相談所をはじめ、里親支援センターや里親等委託率向上及び里親支援充実のために重要な役割を果たす乳児院、児童養護施設が一体となって、熊本県里親会、熊本県ファミリーホーム協議会との連携・協力のもと、重層的に里親等委託、里親の支援に向けて取組みを進めていきます。
- ・児童相談所においては、里親委託を推進し、里親や委託児童に対してより良い支援が実施できるよう、業務対応や組織体制について不断に見直し、検討を行っていきます。

③ 家庭養育の受け皿となる里親・ファミリーホームの確保

(i) 更なる登録(認定)里親の増加

- ・児童相談所、里親支援専門相談員及び里親支援センター等の関係機関が連携した啓発活動を展開し、更なる登録(認定)里親の増加に向け、リクルートを推進していきます。
- ・リクルートにあたっては、里親の年齢構成や所在地域を踏まえ、ターゲットを絞り、戦略的な取組みを展開します。
- ・一時保護や市町村事業である子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ等)への対応など、短期間の児童の受入れ対応が可能な里親についてもリクルートを進めます。

(ii) ファミリーホーム設置の支援

- ・令和6年(2024年)11月1日現在、県内にファミリーホームは10か所に設置されています。全て養育里親が設置したファミリーホームであり、里親等委託の経験を積み重ねた養育里親が事業者の中心です。
- ・今後も、ファミリーホーム設置の希望者には、その手続きについて助言するなど、開設や運営について適切に支援します。

④ 里親・ファミリーホームへの支援の充実

(i) 里親・ファミリーホームへのサポート体制の充実

- ・質の高い里親養育やファミリーホームの運営を目指すため、基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修も充実します。
- ・里親等委託後は、児童相談所と里親支援センター、里親支援専門相談員が連携し支援します。
- ・未委託里親に対し、ショートステイや家庭生活体験事業(児童養護施設等の入所児童が家庭環境での生活を体験)等による養育の機会を増やすなど、登録里親を有効に活用するとともに、養育力の向上に向けた取組みを検討します。

(ii) 熊本県里親会・熊本県ファミリーホーム協議会と関係機関が連携した里親・ファミリーホームへの支援

- ・熊本県里親会や熊本県ファミリーホーム協議会では、それぞれにおいて、里親養育のスキルアップとともに養育環境の向上を目指した取組みが行われています。
- ・里親が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、里親制度の普及啓発を図るとともに、今後も熊本県里親会や熊本県ファミリーホーム協議会が主体となって取り組む活動を側面から支援するとともに、家庭養育を担う里親・ファミリーホーム同士や里親支援センター、児童養護施設等とのつながりを促進していきます。

(4) 資源の整備量等

		実績	見込み	
		R5(2023)	R6(2024)	R11(2029)
里親支援センターの設置数	熊本県	2	2	2
	熊本市	1	1	1

8 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み

(1) 現状

- ・平成28年改正児童福祉法により、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置づけられました。
- ・また、令和元年（2019年）6月に成立した改正民法において、養子候補者の対象年齢が原則6歳未満から15歳未満に引き上げられるとともに、審判手続きを実親の養育状況や同意の有無を判断する審判と特別養子縁組の成立の審判の二段階に分け、養親候補者の負担を軽減するとともに実親の同意撤回も制限されました。加えて、実親の養育状況や同意の有無を判断する審判については、児童相談所長による申立ても可能となりました。
- ・令和4年改正児童福祉法により、虐待に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援の充実に向け、市町村事業である家庭支援事業が法定化されるとともに、親子再統合支援事業が都道府県の業務として位置づけられ、こどもの権利に根差したこどもの健やかな育ちのためのパーマネンシー保障の徹底が求められています。
- ・児童相談所では、パーマネンシー保障の観点から、家庭復帰や養子縁組の可能性も検討したうえで、援助方針を決定しています。
- ・代替養育を必要とするこどものうち、家庭養育が困難で養子縁組が適当と考えられるこどもについては、実親の同意取得に努めていますが、同意が得られないケースがあります。
- ・家庭で養育することができないこどもと、特別養子縁組を希望する養親を結びつける事業は、児童相談所以外の民間団体でも行われており、行政の許可を受けた本県の民間あっせん機関は以下の2機関です。
 - ・社会医療法人愛育会福田病院 特別養子縁組部門
 - ・医療法人聖粒会慈恵病院
- ・児童相談所を通じた特別養子縁組成立件数は、以下のとおりです。

年度	中央 児相	八代 児相	県児相計 (県)	熊本市 児相	児相計 (県・市)
R1(2019)	1	0	1	2	3
R2(2020)	1	0	1	5	6
R3(2021)	1	0	1	3	4
R4(2022)	0	1	1	4	5
R5(2023)	1	0	1	10	11

- ・熊本県里親会では、令和4年度（2022年度）に、特別養子縁組家庭間での交流や情報共有を目的とした「いちごの会」が設置されました。
- ・特別養子縁組について、特別養子縁組成立後に里親登録を継続しない場合は、児童相談所や里

親支援センターとしての関わりが終了するため、養育上の不安を把握できない状況です。また、民間あっせん機関を通じて縁組を行った家庭では、児童相談所との接点がなかったり、転居の場合などにおいて支援が難しくなることがあります。

(2) 課題

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を徹底し、児童相談所を中心としたパーマネンシー保障のための適切なケースワークを実施することが必要です。
- ・また、予防的支援の強化により家庭維持を目指すとともに、代替養育開始の時点から、こどもの意向や状況等を踏まえながら家庭復帰に向けた努力を最大限に行うとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要があります。
- ・更に、既に代替養育されているこどもに対しても、家庭復帰に向けた努力や親族等による養育、特別養子縁組等を検討することが必要です。
- ・特別養子縁組の場合であっても、養育上の悩みを里親同様に抱えていると考えられることから、縁組成立後も必要に応じて支援を行う必要があります。

(3) 具体的取組み

① 予防的支援による家庭生活の維持

- ・可能な限りこどもが家庭での生活を維持できるよう、家庭に身近な市町村における相談体制の強化や家庭支援事業を活用した予防的支援策の充実に向けて、市町村の支援を行います。
- ・また、市町村の要対協と児童家庭支援センターの連携を強化し、問題を抱えるこどもやその保護者等への支援の充実を図ります。

※市町村事業及び児童家庭支援センターについての詳細は、「4 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み」に掲載

② 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

- ・里親支援センターと連携して、養子縁組を希望している里親とのマッチングを行い、必要に応じて、児童相談所長による特別養子適格の確認審判の申立てや手続きへの参加を検討し、特別養子縁組成立を支援します。
- ・民間あっせん機関との情報共有や連携のあり方について検討します。
- ・特別養子縁組成立後も必要な家庭支援が実施できるよう、養子縁組成立前から、児童相談所や里親支援センターをはじめとする里親支援機関や市町村が連携し、情報の共有を図ります。

③ 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

- ・県児童相談所においては、全ての児童に対してこどもの最善の利益を考慮したうえで、代替養育開始の時点から家庭復帰を目指すとともに、それが難しい場合の親族等養育、特別養子縁組

の検討など、早期のパーマネンシー保障の実現に向けたケースマネジメントを実施するとともに、必要なマネジメントが徹底される環境づくりについて体制の構築を検討します。

- ・熊本市児童相談所では、評価会議や里親推進委員会において、ケースマネジメントを行っていきます。

④ 親子関係再構築に向けた取組み

- ・児童相談所の体制整備や職員のスキルアップを図り、親子再統合支援事業等の実施により、子どもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、家庭復帰も視野に入れて、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組めます。
- ・親子関係再構築にあたっては、市町村や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター等）と親子関係再構築支援の方針を共有して連携を図り、切れ目ない支援を実施します。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

(1) 現状

- ・平成28年改正児童福祉法は、「家庭養育優先原則」の理念を実現するため、里親等委託を推進することを求めています。
- ・施設については、「児童を家庭や里親等の養育環境において養育することが適当でない場合」の養育環境として位置づけられており、可能な限り良好な家庭的環境を確保し、質の高い個別のケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要です。
- ・代替養育を必要とするこどもは、今後減少していくと見込まれる中、家庭養育優先の原則に基づき里親等委託を推進することとなるため、施設にはケアニーズが非常に高いこどもへの専門的な対応等を担うための、施設の高機能化及び多機能化・機能転換(※)が求められています。
 - ※高機能化：里親委託等に向けた専門的な支援や困難な課題を抱えたこどもに対する専門職等によるケア、自立支援など、更に専門の高い施設養育の実施
 - ※多機能化・機能転換：一時保護児童の受入体制整備や里親支援、市町村と連携した在宅支援などの機能を強化
- ・一方で、十分な里親養育体制が実現するまでの間、代替養育が必要なこどもに不利益が生じることのないよう、必要な受け皿を確保しておくことも必要です。
- ・こうした状況を踏まえ、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを行っています。
- ・県内の児童養護施設では、できる限り良好な家庭的環境での養育を実現するため、本体施設(ユニット)の定員の引き下げや、敷地外における地域小規模児童養護施設やグループケアの新規整備など、施設の小規模化・地域分散化に取り組んできました。
- ・また、各施設においては、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を活かして、市町村事業の子育て短期支援事業(ショートステイ)や児童育成支援拠点事業等を受託して実施しています。
- ・更に、児童家庭支援センターや里親支援センター、一時保護専用施設の設置による多機能化も進んでいます。
- ・県では、施設がより良好な家庭的環境やケアニーズの高い児童に対する最適な養育環境を提供できるよう、必要な職員配置や施設整備を行うための財政支援を行っています。
- ・一方で、児童心理治療施設、児童自立支援施設に関する小規模化等の取組みについては、その性質や実態等に鑑み、国において、「多機能化・高機能化のあり方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す」とされています。
- ・このうち、本県の児童自立支援施設では、老朽化が進むとともに、児童棟では、良好な家庭的養育の実施に構造的な課題があること、管理学習棟では広さや機能面が不足し、学校教育及び業務上も支障が生じていることから、「平成30年度(2018年度)清水が丘学園整備のあり方検討会議整備方針報告書」に基づき、令和4年度(2022年度)から建替工事を実施し、令和6年(2024年)7月に新児童棟の供用を開始しました。

社会的養護関係施設一覧

区分	施設名	種別	令和元年8月1日			令和6年4月1日現在				
			か所	定員	合計	か所	定員	合計	児童家庭支援センター	里親支援センター
児童養護施設	1 慈愛園子供ホーム	本体施設	-	33	67	-	-	52		
		敷地内グループケア	3	22		6	40			
		地域小規模児童養護施設	2	12		2	12			
	2 菊水学園	本体施設	-	48	66	-	18	42		
		敷地内グループケア	2	12		2	12			
		地域小規模児童養護施設	1	6		2	12			
	3 藤崎台童園	敷地内グループケア	7	50	56	4	24	42		
		地域小規模児童養護施設	1	6		3	18			
	4 龍山学苑	本体施設	-	29	51	-	18	45		
		敷地内グループケア	2	16		2	12			
		地域小規模児童養護施設	1	6		3	15			
	5 八代ナザレ園	敷地内グループケア	5	36	42	5	30	36		
地域小規模児童養護施設		1	6	1		6				
6 シオン園	本体施設	-	15	45	-	-	42	キッズ・ケア・センター		
	敷地内グループケア	3	24		4	30				
	地域小規模児童養護施設	1	6		2	12				
7 光明童園	敷地内グループケア	8	34	70	4	24	66	オリーブの木		
	分園型グループケア	1	6		1	6				
	地域小規模児童養護施設	5	30		6	36				
8 湯出光明童園	本体施設	-	38	50	-	24	48			
	敷地内グループケア	-	-		1	6				
	地域小規模児童養護施設	2	12		3	18				
9 愛隣園	敷地内グループケア	4	30	42	4	24	42			
	分園型グループケア	-	-		1	6				
	地域小規模児童養護施設	2	12		2	12				
10 熊本天使園	敷地内グループケア	7	45	57	4	24	42			
	分園型グループケア	-	-		1	6				
	地域小規模児童養護施設	2	12		2	12				
11 広安愛児園	敷地内グループケア	5	40	52	4	24	42			
	地域小規模児童養護施設	2	12		3	18				
12 みどり園	本体施設	-	28	46	-	12	42			
	敷地内グループケア	2	12		2	12				
	分園型グループケア	-	-		1	6				
	地域小規模児童養護施設	1	6		2	12				
乳児院	1 熊本乳児院	本体施設	-	18	30	-	12	30	アグリ	
		分園型グループケア	2	12		-	-			
		敷地内グループケア	-	-		3	18			
2 慈愛園乳児ホーム	本体施設	-	10	15	-	9	15		きらきら	
	敷地内グループケア	1	5		1	6				
3 八代乳児院	本体施設	-	15	15	-	15	15			
合計		本体施設	9	234	704	7	108	601	3	1
		グループケア	52	344		50	310			
		地域小規模児童養護施設	21	126		31	183			

令和6年（2024年）11月1日現在

区分	施設名		所在地	経営主体	種別	定員
児童自立支援施設	1	清水が丘学園	熊本市北区	熊本県	入所	24(※)
児童心理治療施設	1	こどもL.E.Cセンター	上益城郡益城町	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会	入所	37
					通所	13
母子生活支援施設	1	はばたきホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 同胞友愛会	入所	20
	2	きらきら星レジデンス	熊本市東区	社会福祉法人 照敬会	入所	25
助産施設	1	熊本市立熊本市民病院	熊本市東区	-	入所	10
	2	熊本赤十字病院	熊本市東区	-	入所	1
	3	慈恵病院	熊本市西区	-	入所	2
	4	福田病院	熊本市中央区	-	入所	2
	5	天草中央総合病院	天草市	-	入所	1
	6	産科婦人科本原クリニック	天草市	-	入所	1
	7	八代レディースクリニック	八代市	-	入所	3
自立援助ホーム	1	夢ぽーとI	熊本市南区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	2	夢ぽーとII	菊池郡菊陽町	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	3	ラブ	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
	4	庵	菊池郡菊陽町	NPO法人 アイグループ	入所	9
	5	夢ぽーとVIII	熊本市南区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	6	テンポラリくまもと	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
	7	テンポラリくまもと2号室	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
	8	みずほ	熊本市中央区	株式会社じどう	入所	6
	9	夢ぽーとα	熊本市西区	一般社団法人 レミシンク	入所	7
	10	夢ぽーとXI	熊本市中央区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	11	ぶどうの実	八代市	一般社団法人 八代子育て応援会	入所	5
	12	夢ぽーとXIII	水俣市	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	13	だんらん	荒尾市	株式会社 Amo・Lino	入所	6

(※) 現行の居室数を記載

(2) 課題

- ・近年、ケアニーズが高い児童が増えてきており、個別対応や複数職員での対応が必要なケースも多くなっています。
- ・様々な課題を抱える子どもたちを適切に養育するための人材確保に加え、小規模化かつ地域分散化、施設が多機能化、機能転換を進めるにあたっては、職員の専門性が不可欠であり、職員の資質向上や専門職員の確保が求められています。
- ・また、施設においても一時保護児童の受入れが行われていますが、一時保護児童と入所児童と一緒に生活することは双方において影響が大きいため、一人ひとりのこどもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護専用施設等の設置に向けた検討を進める必要があります。
- ・今後、施設が多機能化・機能転換を進める中で、家庭養育優先の原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくために、その専門性を発揮し、地域において子育て家庭等への支援を行う機関として重要な役割を担っていくことが期待されています。

(3) 具体的取組み

① 施設で養育が必要なこども数の見込みの推計

- ・「6 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」及び「7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み」を踏まえると、施設で養育が必要なこども数の今後の見込みは、以下のとおりです。 (単位：人)

年度		実績	見込み					
		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
熊本県	0～2歳	26	19	16	14	11	9	6
	3～6歳	51	34	30	26	22	17	12
	7歳以上	252	243	229	215	204	191	177
熊本市	0～2歳	16	15	12	11	9	8	6
	3～6歳	31	22	20	16	14	12	9
	7歳以上	142	158	151	141	134	124	113
計		518	491	458	423	394	361	323

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

(i) 施設の小規模かつ地域分散化の推進

- ・児童養護施設や乳児院においては、地域の社会的養護の拠点としての役割が求められます。また、地域全体で子どもを養育する体制を構築するため、各施設は、施設の小規模かつ地域分散化を進めるにあたり、地域の理解促進に努める必要があります。
- ・県・熊本市においては、各施設の今後の経営方針を踏まえた施設整備に関して、助言等を行います。

(ii) 施設の高機能化、様々な機能を併せ持つ多機能化を推進

- ・ケアニーズが非常に高いこどもへの専門的なケアの対応等、高機能化が求められています。
- ・多機能化・機能転換については、児童家庭支援センター、里親支援センター、一時保護やショートステイのための専用施設等の機能を付加することが考えられます。
- ・市町村が実施する子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）等については、事業の受け皿としての役割を担えるよう市町村との連絡調整等を実施していきます。
※児童家庭支援センター及び市町村事業については「4 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み」に掲載
※里親支援センターについては「7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み」に掲載
※一時保護専用施設については「10 一時保護改革に向けた取組み」に掲載

(iii) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のための人材育成、人材確保

- ・各施設が小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進していくためには、本体施設との役割分担を行い、これらの取組みを実施していくための人材育成、人材確保が必要になります。
- ・そのため、各施設が主体となって行う人材育成、人材確保の取組みを側面から支援するとともに、適切に情報提供や助言等を行っていきます。

③ その他の取組み

(i) 児童心理治療施設、児童自立支援施設の取組み

- ・本県の児童心理治療施設、児童自立支援施設については、国の動向を踏まえながら、今後のあり方を検討していきます。
- ・令和4年度（2022年度）から建替工事を実施している児童自立支援施設については、整備計画に基づき、令和11年度（2029年度）の完成を目指して整備を進めます。

(ii) 母子生活支援施設の取組み

- ・新たな社会的養育ビジョンに基づく都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、「母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により『家庭と同様の養育環境』原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する」とされています。
- ・母子生活支援施設においては、母子と一緒に生活できるという利点を生かすとともに、様々なニーズに対応できる取組みを推進していきます。

(4) 資源の整備量等

		実績	見込み	
		R5 (2023)	R6 (2024)	R11 (2029)
一時保護専用施設の整備施設数	熊本県	2	2	4
	熊本市	0	2	2
市区町村の子育て短期支援事業(家庭支援事業)を委託されている児童養護施設・乳児院数	熊本県	9	9	9
	熊本市	6	6	6

10 一時保護改革に向けた取り組み

(1) 現状

- ・一時保護は、虐待を受けたこどもの最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、こどもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであることから、一時保護されたこどもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、こどもの適切な養育を受ける権利等の擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供しなければなりません。
- ・しかし、こどもの安全確保に重きが置かれ、こども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が十分できていない面があることや、ケアに関する一時保護施設間の格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。
- ・中央児童相談所の一時保護施設では、建物の構造の問題から虐待を受けたこどもや非行のこども等と一緒に生活する混合処遇となっています。また、令和2年度（2020年度）には新たに女子棟に個室を設け、男女1室ずつ個室を確保しましたが、十分とは言えない状況です。
- ・また、熊本県内に設置する一時保護施設は、中央児童相談所併設（閉鎖型）、熊本市児童相談所併設（閉鎖型）の2か所のみのため、八代児童相談所における距離的な課題（一時保護施設までの移送に要する時間や、頻回な面談が困難なことによる保護期間の長期化等）がありました。
- ・児童の状態に合わせた個別的な対応のため一時保護施設で保護できるこどもの数が限られており、児童養護施設等への一時保護委託の割合が増えています。
- ・そのため、児童への負担を考慮し、県では、令和2年度（2020年）に一時保護専用施設（開放型）を県南及び県北の2か所、熊本市では、令和6年度（2024年）に2か所設置し、状況の改善を図りました。
- ・また、一時保護施設の適切な運営と質の確保や向上を図るため、3年に1回第三者評価を受審し、受審結果を踏まえた改善に取り組んでいます。
- ・一時保護を行う際は、こども自身の権利や困ったときの相談窓口が記載された「こどもの権利ノート」を配付するとともに、一時保護施設内での相談方法や不満や意見、改善要望などがあった場合の意見表明等をこどもに丁寧に説明しています。
- ・こどもができる限り家庭的環境において養育されるよう、全ての児童について里親等への一時保護委託を検討し、実施しています。
- ・平成30年（2018年）に厚生労働省から示された「一時保護ガイドライン」を踏まえ、令和6年（2024年）に制定された一時保護施設の設備及び運営の基準に沿って引き続き一時保護全般にわたる見直しや、一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組む必要があります。

(2) 課題

- ・一時保護の形態として児童養護施設等への一時保護委託がありますが、「一時保護ガイドライン」では、措置により入所しているこどもと一時保護されたこどもが混在する施設環境は、双

方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要があり、児童養護施設等に一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましいとされています。

- ・また、こどもの状況に応じ、可能な限り家庭的で開放的な環境のもと、一時保護が行われることが求められています。
- ・里親等への一時保護委託を進めるにあたっては、急な対応に里親等が戸惑うことがないように、十分な説明や必要物資等の提供等に努め、協力を得る必要があります。
- ・一時保護施設においては、児童の希望を尊重しつつ適切な教育を受けられるような環境を整える必要がありますが、学習指導員の不足や、一人ひとりの習熟状況や状態に応じた学習教材の提供などが十分に出来ているとはいえない状態となっています。学習環境の整備と充実喫緊の課題です。
- ・更に、可能な限りこどもに安心できる環境を提供するという観点から、プライバシーや性の多様性等こどもの権利保障に配慮するとともに、快適に生活できる環境改善に努める必要があります。
- ・こどもの状況に応じて適切な一時保護を行うため、こども自身の権利や制限される内容、権利擁護の仕組み等について確実に説明し、こどもが適切に意見を表明できるような配慮を行う必要があります。

(3) 具体的取組み

① 一時保護に係る環境整備

- ・一時保護施設の設備及び運営に関する基準に沿って、児童相談所に併設された一時保護施設の環境整備を進めます。
- ・こどもの最善の利益を優先した養育環境の確保や、第三者評価の活用による運営の適正化を図ります。
- ・こどもの課題やニーズに沿った一時保護施設の職員研修を充実させます。
- ・こどもの精神的負担の軽減や教育を受ける権利の擁護など、こどもにとって安全・安心な環境で支援を行う一時保護専用施設（開放型）の更なる設置を検討します。

② こどもの権利擁護のための取組み

- ・一時保護開始時には、児童福祉司等が「こどもの権利ノート」等を活用して、こどもの権利や保護の理由、意見表明の制度等について丁寧に説明します。
- ・できるだけ早く安定した環境でこどもの養育を行うため、一時保護期間の短縮を図り、定期的に援助方針の検討を行います。また、そのために必要な一時保護施設のあり方についても検討を行います。
- ・熊本市児童相談所では、早期の方針決定のために毎週一時保護進行管理会議を開催します。
- ・第三者評価を継続的に受審することにより、外部の視点を取り入れながら、これまで以上に細やかなケアの実現に努めます。
- ・苦情処理体制の充実を図り、こどもから意見を聴取した場合、回答することを徹底します。
- ・意見表明等支援事業の実施により、児童相談所から独立した立場の意見表明等支援員を定期的に

派遣し、意見表明等を支援するとともに、一時保護に際して、適切にこどもの意見が尊重されるよう、意見表明等支援員の活用等、支援のあり方を検討します。

③ 里親等への一時保護委託の推進

- ・一時保護委託の形態として、里親や施設等への一時保護委託があります。「家庭における養育環境と同様の養育環境」で、かつ開放的環境である里親家庭は、安全確保やこどものアセスメントが可能である場合、こどもの権利擁護を考えると望ましい環境です。
- ・里親支援センターと連携し、里親登録（認定）を推進します。また、一時保護委託が可能な里親のリクルートを進めるとともに、里親がこどものアセスメントに協力できるよう研修や支援を充実していきます。

(4) 資源の整備量等

		実績	見込み					
		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
一時保護専用施設 【再掲】	熊本県	2	2	3	3	3	3	4
	熊本市	0	2	2	2	2	2	2
一時保護施設における第三者評価の受審	熊本県	R4に実施	-	○	-	-	○	-
	熊本市	R4に実施	-	○	-	-	○	-

1 1 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

(1) 現状

- ・ 児童養護施設や里親家庭、ファミリーホーム等で育った児童は、退所後、実親等から必要な支援を受けられない場合があります。
- ・ 経済的問題や対人関係、健康面といった退所後の日常生活において生じる様々な問題・悩みについて、相談先や支援者が乏しい状況にあります。
- ・ 児童養護施設等から自立するこどもが、就学・就労を継続し、安定した生活を送るために経済的・社会的・精神的な支援が必要です。
- ・ 本県においては令和2年度（2020年度）から、民間団体への委託により支援コーディネーターを配置し、退所を控えた児童に対するコーディネート支援や、退所後の児童が生活相談や就労支援を受けられる場所を確保するなど、新たな取組みを実施してきました。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、児童自立生活援助事業については、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のための必要な援助については、都道府県が行わなければならない業務と位置づけられました。
- ・ このような状況を踏まえ、更なる支援の強化を図るため、改正法の施行に先んじて、令和5年度（2023年度）に措置解除者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングを実施しました。
- ・ 退所者対象の調査では、自立に向けた準備の満足度について、「十分だった」「まあ（準備が）できた」と回答した割合が75.7%となり、令和3年（2021年）1月からNPO法人に委託し実施してきた社会的養護自立支援事業の、入所中から退所後まで継続したサポートによるきめ細やかな支援の成果と考えられます。
- ・ 一方で、入所者対象の調査では、将来の不安について、入所者対象者の52.1%が「生活費や学費」といった経済的な面で不安を抱えていることがわかりました。
- ・ 社会的養護経験者等に対する自立支援に関する本県の現状は、以下のとおりです。

（令和6年（2024年）11月1日現在）

事業	実施場所等	熊本県	熊本市
児童自立生活援助事業	I型（自立援助ホーム）	5事業所	8事業所
社会的養護自立支援拠点事業	NPO法人に委託して実施	合同で1か所設置	

(2) 課題

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、社会的養護経験者のみならず、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等も対象として適切な支援を行う必要があります。
- ・ 社会的養護経験者等への支援にあたっては、適切な関係機関につなぎ、当該地域における様々な制度や資源の活用を支援することも必要です。

(3) 具体的取組み

① 児童自立生活援助事業の運営等の支援

- ・社会的養護経験者等のうち、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等が必要な者が、適切な環境で必要な支援を受けられるよう、支援の対象となりうるこどもや若者への周知を図り、必要な支援が提供できるよう児童自立生活援助事業所の適切な運営を支援します。

② 社会的養護自立支援拠点事業等の実施

- ・措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の自立を支援します。具体的には、自立しようとするこどもや退所後のこどもを孤立させないよう、生活相談や就労支援を受けられる場所の確保や、定期的な近況確認、対象者の自立に向けた支援計画の策定・見直し等を実施します。
- ・他のサービスにつなぐ必要がある者については、当該事業所が中心となって必要な支援につなぐことができるよう、知識や支援ノウハウの情報提供や、情報共有のあり方を検討します。

③ その他の取組み

- ・こども自身が納得した将来設計となるよう、自立支援の内容について、十分な説明を行います。
- ・こどもの自立支援に向けて、各児童養護施設の職業指導員や担当者が意見交換する熊本県養護協議会の職業指導員連絡会（自立支援勉強会）に情報提供等を行います。
- ・今後も身元保証人確保対策事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を継続します。

(4) 資源の整備量等

		実績	見込み	
		R5(2023)	R6(2024)	R11(2029)
社会的養護自立支援拠点事業実施 か所数 (～R5社会的養護自立支援事業)	熊本県	合同で1か所	合同で1か所	合同で1か所
	熊本市			

1 2 児童相談所の強化等に向けた取組み

(1) 現状

- ・全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、令和4年度（2022年度）は、214,843件であり、死亡事例や重篤な事案も後を絶たず、深刻な社会問題になっています。
- ・本県においても、令和5年度（2023年度）の相談対応件数は、過去最多であった令和4年度（2,764件）からわずかに減少しているものの、2,739件（速報値）と高止まりとなっています。
- ・また、こどもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、こどもや保護者に対するきめ細やかな相談援助活動が求められており、制度面でもこどもの安全確認や安全確保の強化が図られたこと等を踏まえ、児童福祉司の増員や組織体制の見直し等、これまで一定の体制強化・充実に努めてきました。
- ・一方、医学的診断を行うための医師や法的対応力を高めるための弁護士など高度な専門職については、県の中央児童相談所及び八代児童相談所においては常勤専従職員の配置には至っていません。
- ・警察との連携強化のため、各児童相談所に現職警察官、警察官OBを配置しています。

(2) 課題

- ・児童相談所に配置する児童福祉司は、3万人に1人以上配置することを基本とし、児童虐待相談対応件数が標準的な自治体より多い場合には、上乘せを行うこととされており、児童虐待相談対応件数の高止まりや問題が複雑化・多様化する中、適正な児童福祉司の確保が必要です。
- ・また、児童心理司については、児童福祉司2人につき1人以上配置することが求められており、その確保が必要です。
- ・児童福祉司や児童心理司を増員する中、併せて職員の更なる専門性向上とともに、その専門性を担保するためには、職員の計画的な人材育成や指導的立場を担うスーパーバイザーの養成が必要です。
- ・県の中央児童相談所及び八代児童相談所においては、医学的診断を行うための医師や法的対応力を高めるための弁護士など高度な専門職を兼務職員の配置や顧問契約により確保していますが、常時相談できる体制ではないことから、常勤専従での医師や弁護士の配置が課題となっています。
- ・また、児童相談所における業務の進め方や業務体制等について、不断に見直しを行い、家庭支援の充実に努める必要があります。

(3) 具体的取組み

① 組織体制の強化

(i) 職員配置

- ・児童福祉司及び児童心理司については、児童虐待相談対応件数に応じた配置基準に必要な職員を適切に配置します。

- ・一時保護児童の健康状態のチェックに加え、こどもの処遇方針決定にあたり、常勤医師を配置し、医学診断を常時活用するとともに、児童虐待の再発防止に向けた保護者指導を充実させる必要があります。定期的な所内カンファレンスへの出席や保護者面接が実施できる勤務体制を継続します。
- ・複雑・困難なケースや令和7年度（2025年度）から新たに開始される一時保護時の司法審査（一時保護の開始に際して、一定の場合には裁判官の審査を経なければならない制度）等に専門知識に基づいた的確・迅速な対応ができるよう、常勤弁護士配置など、常時相談できる体制を検討します。
- ・母子保健分野と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見を図るとともに、こどもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師の配置を継続します。
- ・今後も現職警察官、警察官OBを配置するなど、警察と連携し、体制強化を図ります。
- ・児童相談所における業務の進め方、業務体制については、不断の見直しを行い、課題を抱えるこどもや家庭へ支援の充実を図ります。

（ii） 専門性向上、人材育成

- ・指導的立場を担う児童福祉司スーパーバイザーを養成するため、計画的な人事管理や人材育成に取り組みます。
- ・福祉職や心理職等の計画的な人材育成を行うため、職員研修の充実強化を図ります。

② 関係機関（警察、教育、医療機関等）、DV対応機関、児童家庭支援センター、市町村との連携

- ・「児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年（2019年）3月19日付児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」では、児童虐待対応と、警察、教育、医療機関、DV対応機関等との連携強化が求められています。
- ・児童相談所に配置された現職警察官を中心に、県警本部及び警察署との円滑な連携体制を構築します。
- ・児童相談所とDV対応機関である熊本県女性相談センターとが情報交換するなどして、連携を強化します。
- ・研修等をとおして、児童相談所と児童家庭支援センター、市町村が相互の業務やそれぞれが期待される役割に対する理解を深め、適切な役割分担のもと、連携して活動します。
- ・現在、県内に8か所の児童家庭支援センターを設置していますが、より効率的かつ効果的に児童相談支援を実施できるよう、担当地域や設置数等の見直しを行うなど、地域の実情に応じて更なる児童相談体制の充実強化に向けた検討を進めます。
- ・市町村等に対する研修や情報提供を行うことなどにより、市町村要対協の活用を促進します。
- ・市町村等との連携会議や意見交換をとおして、こども家庭センターの設置や活用を促進します。

③ こどもを地域で見守る体制の構築

- ・本県においては、11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、「家庭から暴力をなくすキャンペーン（県民の意識啓発を目的としたキャンペーン）」を行い、「こどもの虐待防止を考え

るシンポジウム」等の児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に実施します。

- ・また、地域でこどもを見守る大人やこども自身も児童虐待に関する正しい知識や対処方法を学ぶこと等により、児童虐待の未然防止に努めます。
- ・熊本市においては、オレンジリボンキャンペーン等、児童虐待防止のために継続して広報・啓発活動を実施します。
- ・主任児童委員、家庭相談員等との連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。

(4) 資源の整備量等

(単位：人)

		実績	見込み		
		R5 (2023)	R6 (2024)	R11 (2029)	
児童福祉司の配置数	熊本県	40	43	配置基準に必要な職員を適切に配置	
	熊本市	35	38		
児童心理司の配置数	熊本県	19	20		
	熊本市	18	21		
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	熊本県	4	6		
	熊本市	5	5		
市町村支援児童福祉司の配置数	熊本県	2	2	2	
	熊本市	1	1	1	
医師の配置数	熊本県	常勤兼務 1	常勤兼務 1	常勤 1	
	熊本市	常勤 1	常勤 1	常勤 1	
保健師の配置数	熊本県	2	2	2	
	熊本市	2	2	2	
弁護士配置数	熊本県	非常勤 6	非常勤 6	常勤 1	
	熊本市	常勤 1	常勤 1	常勤 1	

13 障害児入所施設における支援

(1) 現状・課題

- ・ 障害児入所施設においても、虐待を受けた児童等が生活しています。
- ・ 障害児入所施設においては、障がいに対する正しい理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境のもとで支援を行う必要があります。

令和6年（2024年）4月1日現在

	熊本県	熊本市
福祉型障害児入所施設数	5か所	3か所
うち小規模グループケア体制を整備している施設数	2か所	1か所
小規模グループケア入所児童数(契約入所を除く)	10人	6人

(2) 目標

- ・ 虐待を受けた障がい児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケア等を提供することにより、障がい児のそれぞれの状況に応じたきめ細かい支援を行うよう努めます。

(3) 具体的取組み

- ・ 熊本県障がい児福祉計画により取組みを推進し、対応します。